

(令和二年改正前租税特別措置法施行規則の一部改正)

第二条 法人税法施行規則等の一部を改正する省令(令和二年財務省令第五十六号) 附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされ

---

る同令第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則（以下「令和二年改正前租税特別措置法施行規則」という。）の一部を次のように改正する。

（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）

第二十条 省 略

25 18 省 略

19 施行令第二十七条の四第二十七項第三号に規定する財務省令で定める者は、次の各号に掲げるもの（法第四十二条の四第七項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に当該各号に定める書類の添付がある場合における当該各号に掲げるものに限る。）とする。

一 産業競争力強化法第二条第六項に規定する新事業開拓事業者（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）第二条第一号に掲げるものに限る。）でその発行する株式の全部又は一部が同法第十七条第一項に規定する認定特定新事業開拓投資事業組合の組合財産であるもの 当該新事業開拓事業者の株主名簿の写し等（株主名簿の写しその他の書類で株主の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地が確認できる書類をいう。次号及び第三号において同じ。）のうち当該株式が当該組合財産であることを明らかにする書類

二・三 省 略

20 省 略

21 施行令第二十七条の四第二十七項第四号に規定する財務省令で定める者は、次の各号に掲げるもの（法第四十二条の四第七項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に当該各号に定める書類の添付がある場合における当該各号に掲げるものに限る。）とする。

一 省 略

二 国立大学等成果活用促進事業者（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人から同法第二十二条第一項第八号に掲げる業務として出資を受ける同号に規定する者又は同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人から同法第二十九条第一項第七号に掲げる業務として出資を受ける同号に規定する者に該当する法人（当該国立大学法人又は大学共同利用機関法人から初めて受けた出資の直前において

（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）

第二十条 同 上

25 18 同 上

19 同 上

一 産業競争力強化法第二条第六項に規定する新事業開拓事業者でその発行する株式の全部又は一部が同法第十七条第一項に規定する認定特定新事業開拓投資事業組合の組合財産であるもの 当該新事業開拓事業者の株主名簿の写し等（株主名簿の写しその他の書類で株主の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地が確認できる書類をいう。次号及び第三号において同じ。）のうち当該株式が当該組合財産であることを明らかにする書類

二・三 同 上

20 同 上

21 同 上

一 同 上

二 国立大学等成果活用促進事業者（国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人から同法第二十二条第一項第六号に掲げる業務として出資を受ける同号に規定する者又は同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人から同法第二十九条第一項第五号に掲げる業務として出資を受ける同号に規定する者に該当する法人（当該国立大学法人又は大学共同利用機関法人から初めて受けた出資の直前において

、その資本金の額又は出資金の額が五億円未満であるものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）のうちその役員が大学等又は特別研究開発法人の職員として当該大学等を設置する法人又は当該特別研究開発法人に雇用されているもの（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合における当該国立大学等成果活用促進事業者に限る。） 当該国立大学等成果活用促進事業者の株主名簿等の写し等のうち当該国立大学法人又は大学共同利用機関法人が株主等として記載されている書類及び当該雇用関係を証する書類の写し

三 省 略

22 施行令第二十七条の四第二十七項第四号に規定する財務省令で定める研究開発は、次に掲げる研究開発とする。

一 国立大学法人法施行令第三条第二項第一号に掲げる事業として行う研究開発

二 省 略

23 〽 46 省 略

（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）

第二十条の四 省 略

2 施行令第二十七条の九第二項第一号に規定する観光関連施設の整備に著しく資する施設として財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ当該各号に定める施設（当該施設に専ら附属する施設として設置するものを含む。）とする。

一 沖縄振興特別措置法第八条第一項に規定する特定民間観光関連施設（以下この項において「特定民間観光関連施設」という。）のうちスポーツ又はレクリエーション施設 水泳場、スケート場、トレーニングセンター（主として重量挙げ及びボディービル用具を用い室内において健康管理及び体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。）、ゴルフ場及びテーマパーク（文化、歴史、科学その他の特定の主題に基づいて施設全体の環境を整備し、その主題に関連する遊戯施設その他の設備を設け、当該設備により客に娯楽を提供する施設をいう。）

、その資本金の額又は出資金の額が五億円未満であるものに限る。）をいう。以下この号において同じ。）のうちその役員が大学等又は特別研究開発法人の職員として当該大学等を設置する法人又は当該特別研究開発法人に雇用されているもの（これらの法人からその雇用関係を証する書類の交付を受けている場合における当該国立大学等成果活用促進事業者に限る。） 当該国立大学等成果活用促進事業者の株主名簿等の写し等のうち当該国立大学法人又は大学共同利用機関法人が株主等として記載されている書類及び当該雇用関係を証する書類の写し

三 同 上

22 同 上

一 国立大学法人法施行令第三条第一号に掲げる事業として行う研究開発

二 同 上

23 〽 46 同 上

（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）

第二十条の四 同 上

2 同 上

一 沖縄振興特別措置法第八条第一項に規定する特定民間観光関連施設（以下この項において「特定民間観光関連施設」という。）のうちスポーツ又はレクリエーション施設 庭球場、水泳場、スケート場、トレーニングセンター（主として重量挙げ及びボディービル用具を用い室内において健康管理及び体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。）、ゴルフ場、遊園地（メリーゴーラウンド、遊戯用電車その他の遊戯設備を設け、主として当該設備により客に遊戯をさせる施設をいう。）、野営場（野外における宿泊を主たる目的としたレクリエーションの用に供するための施設で、管理施設、炊事施設、テントサイ

二 特定民間観光関連施設のうち教養文化施設 劇場、動物園、植物園、水族館及び文化紹介体験施設（自然、伝統的な美術品、工芸品、園芸品若しくは生活文化、伝統芸能若しくは歴史資料を映像により紹介するための施設又は伝統的な美術品、工芸品若しくは園芸品の製作の体験若しくは伝統的な生活文化の体験のための施設をいう。）

三 特定民間観光関連施設のうち休養施設 展望施設（高台等の自然の地形を利用して、峡谷、海岸、夜景等の景観を鑑賞させるための施設で、展望台を備えたものをいう。）、温泉保養施設（温泉を利用して心身の健康の増進を図ることを目的とする施設で、温泉浴場、健康相談室（医師、保健師又は看護師が配置されているものに限る。以下この号において同じ。）及び休憩室を備えたものをいう。）、スパ施設（浴場施設であつて、海水、海藻、海泥その他の海洋資源、沖縄振興特別措置法第三条第一号に規定する沖縄（以下この号において「沖縄」という。）の泥岩その他の堆積岩又は沖縄の農産物その他の植物の有する美容・瘦身効果その他の健康増進効果を利用し、マッサージその他の手技又は機器を用いて心身の緊張を弛緩させるための施術を行うための施設及び休憩室を備えたものをいう。）及び国際健康管理・増進施設（病院又は診療所と連携して心身の健康の増進を図ることを目的とする施設（全国通訳案内士、沖縄県の区域に係る地域通訳案内士その他これらの者と同等以上の通訳に関する能力を有する者であつて、外国人観光旅客の施設の円滑な利用に資する知識を有する者が配置

ト、汚水処理施設及び便所を備えたものをいう。）、野外アスレチック場（スポーツ又はレクリエーションの用に供するため、材木、ロープ等で組み立てられた相当数の遊戯設備が自然の地形等を利用して配置された施設で、管理施設及び休憩所を備えたものをいう。）、マリナーナ（スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶を係留する施設並びにこれらの船舶の利便に供する港湾法第二条第五項第一号、第二号、第四号から第六号まで、第八号の二（陸上船舶保管施設を除く。）及び第九号の三から第十号の二までに掲げる施設をいう。）及びダイビング施設（海洋でダイビングを行う者の利便の向上のために設置される施設で講習室（実習用プールを含む。）を備えたものをいう。）

二 特定民間観光関連施設のうち教養文化施設 劇場、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館及び文化紹介体験施設（自然、伝統的な美術品、工芸品、園芸品若しくは生活文化、伝統芸能若しくは歴史資料を映像により紹介するための施設又は伝統的な美術品、工芸品若しくは園芸品の製作の体験若しくは伝統的な生活文化の体験のための施設をいう。)

三 特定民間観光関連施設のうち休養施設 展望施設（高台等の自然の地形を利用して、峡谷、海岸、夜景等の景観を鑑賞させるための施設で、展望台を備えたものをいう。）、温泉保養施設（温泉を利用して心身の健康の増進を図ることを目的とする施設で、温泉浴場、健康相談室（医師、保健師又は看護師が配置されているものに限る。以下この号において同じ。）及び休憩室を備えたものをいう。）、海洋療法施設（海水、海藻、海泥その他の海洋資源を利用して治療、心身の健康の増進又は研究を行うための施設で、浴場、マッサージ施設及び休憩室を備えたものをいう。）及び国際健康管理・増進施設（病院又は診療所と連携して心身の健康の増進を図ることを目的とする施設（全国通訳案内士、沖縄県の区域に係る地域通訳案内士その他これらの者と同等以上の通訳に関する能力を有する者であつて、外国人観光旅客の施設の円滑な利用に資する知識を有する者が配置されているものに限る。）で、浴場又はプール、有酸素運動施設（継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のための運動を行う施設をいう。）又はトレーニングルーム（室内において体力向上を目

されているものに限る。)で、浴場又はプール、有酸素運動施設(継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のための運動を行う施設をいう。)又はトレーニングルーム(室内において体力向上を目的とした運動を行う施設をいう。)及び健康相談室を備えたものをいう。)

四 特定民間観光関連施設のうち集会施設 会議場施設(複数の会議室を有する施設で、会議に必要な視聴覚機器を備えたものをいう。)、研修施設(複数の講義室を有する施設で、実習室及び資料室を備えたものをいう。)及び結婚式場(専ら挙式、披露宴の挙行その他の婚礼のための役務を提供するための施設をいい、宿泊施設に附属する施設で当該宿泊施設と同一の建物内に設置されるものを除く。)

#### 五 省 略

3 法第四十二条の九第一項の表の第二号の第四欄に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

#### 一 四 省 略

4 施行令第二十七条の九第六項第一号に規定する財務省令で定める構築物は、アンテナ及びその支持物並びにケーブルとする。

5 施行令第二十七条の九第八項に規定する財務省令で定める機械及び装置は、ガス業用設備に属する機械及び装置のうち、沖縄振興特別措置法施行令第四条第九号に規定する液化ガス貯蔵設備(次項において「液化ガス貯蔵設備」という。)及びこれと一体として設置されるものとする。

6 施行令第二十七条の九第八項に規定する財務省令で定める構築物は、ガス貯槽(液化ガス貯蔵設備に該当するものに限る。)及び液化天然ガスを利用するために当該ガス貯槽と一体として設置される送配管とする。

7 施行令第二十七条の九第八項第一号イ(1)に規定する財務省令で定めるものは、専ら同号イ(1)に規定する開発研究の用に供される減価償却資産の耐用年数等に関する省令(以下この章において「耐用年数省令」という。)別表第六の上欄に掲げる器具及び備品(同表の中欄に掲げる固定資産に限る。)とする。

8 施行令第二十七条の九第八項第一号イ(2)及び法第四十二条の九第一項の表の第五号の第四欄に規定する財務省令で定める器具及び備品は、第三項各号に掲げるものとする。

的とした運動を行う施設をいう。)及び健康相談室を備えたものをいう。)

四 特定民間観光関連施設のうち集会施設 会議場施設(複数の会議室を有する施設で、会議に必要な視聴覚機器を備えたものをいう。)及び研修施設(複数の講義室を有する施設で、実習室及び資料室を備えたものをいう。)

#### 五 同 上

3 法第四十二条の九第一項の表の第二号の第三欄に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

#### 一 四 同 上

4 施行令第二十七条の九第五項第二号及び第四号に規定する財務省令で定める構築物は、アンテナ及びその支持物並びにケーブルとする。

5 施行令第二十七条の九第七項第一号イに規定する財務省令で定めるものは、専ら同号イに規定する開発研究の用に供される減価償却資産の耐用年数等に関する省令(以下この章において「耐用年数省令」という。)別表第六の上欄に掲げる器具及び備品(同表の中欄に掲げる固定資産に限る。)とする。

6 施行令第二十七条の九第七項第一号ロ及び法第四十二条の九第一項の表の第五号の第三欄に規定する財務省令で定める器具及び備品は、第三項各号に掲げるものとする。

(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)

## 第二十条の七

施行令第二十七条の十二第三項、第四項、第六項及び第七項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二第一項の規定の適用を受けようとする法人の事業所(当該法人が二以上の事業所を有する場合には、当該二以上の事業所のうち主たる事業所。以下この条において同じ。)の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該法人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類(当該法人の雇用促進計画(同条第一項に規定する雇用促進計画をいう。以下この条において同じ。))の達成状況のうち当該法人が受けた法第四十二条の十二第一項に規定する計画の認定(以下この条において「計画の認定」という。))に係る特定業務施設(法第四十二条の十二第五項第二号に規定する特定業務施設をいう。次項及び第三項において同じ。)

に係るものが確認できるものに限る。)の写しとする。

2| 施行令第二十七条の十二第五項及び第八項から第十項までに規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二第一項の規定の適用を受けようとする法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該法人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類(法第四十二条の十二第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関するものに限る。))について計画の認定を受けた当該法人の雇用促進計画の達成状況のうち当該計画の認定に係る特定業務施設に係るも

(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)

## 第二十条の七

施行令第二十七条の十二第一項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する適用年度前の各事業年度のうち法第四十二条の十二第一項に規定する計画の認定(以下この条において「計画の認定」という。))を受けた日以後に終了する各事業年度に係る第三項及び第六項又は第四項及び第六項に規定する書類の写し(同日以後に終了する連結事業年度にあつては、第二十二条の二十九第三項及び第六項又は同条第四項及び第六項に規定する書類の写し)とする。

2| 施行令第二十七条の十二第三項から第五項までに規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二第一項の規定の適用を受けようとする法人の事業所(当該法人が二以上の事業所を有する場合には、当該二以上の事業所のうち主たる事業所。以下この条において同じ。)の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該法人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類(法第四十二条の十二第一項第二号イに規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた当該法人の雇用促進計画(同令附則第八条第一項に規定する雇用促進計画をいう。以下この条において同じ。))の達成状況のうち当該計画の認定に係る特定業務施設(法第四十二条の十二第五項第二号に規定する特定業務施設をいう。次項及び第四項において同じ。))に係るものが確認できるものに限る。)の写しとする。

3| 施行令第二十七条の十二第七項から第九項までに規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二第一項の規定の適用を受けようとする法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該法人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八条第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類(当該法人の雇用促進計画の達成状況のうち当該法人が受けた計画の認定に係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。)の写しとする。

のが確認できるものに限る。)の写しとする。

- 3| 施行令第二十七条の第十二項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二第二項の規定の適用を受けようとする法人(その適用を受けようとする事業年度前の各連結事業年度にあつては、当該法人に係る連結親法人。以下この項において「適用法人等」という。)の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該適用法人等に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八條第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類(法第四十二条の十二第五項第十五号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた当該法人の雇用促進計画の達成状況のうち当該計画の認定に係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。)の写しとする。

4| 省 略

- 5| 施行令第二十七条の第十二項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二第一項又は第二項に規定する法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該法人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八條第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類(当該法人の雇用促進計画の達成状況及び法第四十二条の十二第七項に規定する離職者がいないかどうかを確認できるものに限る。)の写しとする。

- 6| 施行令第二十七条の第十二項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度に係る第一項及び前項又は第三項及び前項に規定する書類の写し(同日以後に終了する連結事業年度にあつては、第二十二條の二十九第三項及び第六項又は同條第四項及び第六項に規定する書類の写し)とする。

(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)

第二十条の十 施行令第二十七条の十二の五第七項に規定する財務省令で定める者は、当該法人の就業規則において同項に規定する継続雇用制度を導入している旨の記載があり、かつ、次に掲げる書類のいずれかにそ

- 4| 施行令第二十七条の第十二項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二第二項の規定の適用を受けようとする法人(その適用を受けようとする事業年度前の各連結事業年度にあつては、当該法人に係る連結親法人。以下この項において「適用法人等」という。)の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該適用法人等に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八條第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類(法第四十二条の十二第五項第十号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた当該法人の雇用促進計画の達成状況のうち当該計画の認定に係る特定業務施設に係るものが確認できるものに限る。)の写しとする。

5| 同 上

- 6| 施行令第二十七条の第十二項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二第一項又は第二項に規定する法人の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又は公共職業安定所の長が当該法人に対して交付する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第八條第三項に規定する雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類(当該法人の雇用促進計画の達成状況及び法第四十二条の十二第七項に規定する離職者がいないかどうかを確認できるものに限る。)の写しとする。

- 7| 施行令第二十七条の第十二項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度に係る第三項及び前項又は第四項及び前項に規定する書類の写し(同日以後に終了する連結事業年度にあつては、第二十二條の二十九第三項及び第六項又は同條第四項及び第六項に規定する書類の写し)とする。

(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)

第二十条の十 法第四十二条の十二の五第二項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされたものは、同項に規定する中小企業者等(以下この項において「中小企業者等」という。)が受けた中小企

の者が当該継続雇用制度に基づき雇用されている者である旨の記載がある場合のその者とする。

一 雇用契約書その他これに類する雇用関係を証する書類

二 施行令第二十七条の十二の五第六項に規定する貸金台帳

2| 施行令第二十七条の十二の五第十項第一号イに規定する財務省令で定める費用は、同号に規定する教育訓練等（以下この条において「教育訓練等」という。）のために同号イに規定する講師又は指導者（以下この

項において「講師等」という。）に対して支払う報酬、料金、謝金その他これらに類するもの及び講師等の旅費（教育訓練等を行うために要するものに限る。）のうち当該法人が負担するもの並びに教育訓練等に関する計画又は内容の作成について当該教育訓練等に関する専門的知識を有する者（当該法人の役員（法第四十二条の十二の五第三項第二号に規

業等経営強化法第十七条第一項の認定に係る経営力向上に関する命令第二条第一項又は第二項の申請書（当該申請書に係る同法第十七条第一項に規定する経営力向上計画につき同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る同法第三条第一項又は第二項の申請書を含む。以下この項において「認定申請書」という。）の写し及び当該認定申請書に係る認定書（当該変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る認定書を含む。）の写し並びに当該認定申請書に係る同法第十八条第二項に規定する認定経営力向上計画に従つて行われる同法第二条第十項に規定する経営力向上に係る事業の実施状況につき経済産業大臣に報告した内容が確認できる書類（当該経営力向上が行われたことが当該認定経営力向上計画に記載された指標（経済産業大臣が認めるものに限る。）の値により確認できるものに限る。）を確定申告書等に添付することにより証明がされた当該中小企業者等とする。

2| 施行令第二十七条の十二の五第三項に規定する財務省令で定める日は、当該法人の国内に所在する事業所につき作成された同項に規定する労働者名簿にその氏名が記載された同項各号列記以外の部分に規定する国内雇用者の労働基準法施行規則第五十三条第一項第四号に掲げる日（当該国内雇用者が当該法人の国内に所在する他の事業所から異動した者である場合には、当該法人の国内に所在する各事業所における当該国内雇者の同号に掲げる日のうち最も早い日）とする。

3| 施行令第二十七条の十二の五第三項第二号に規定する財務省令で定める者は、当該法人との間に法人税法第二条第十二号の七の五に規定する支配関係がある個人の国内に所在する事業所に勤務する使用人で当該個人の施行令第五条の六の四第五項第一号に規定する国内雇業者に該当する者とする。

4| 施行令第二十七条の十二の五第十三項第一号イに規定する財務省令で定める費用は、同号に規定する教育訓練等（以下この条において「教育訓練等」という。）のために同号イに規定する講師又は指導者（以下この項において「講師等」という。）に対して支払う報酬、料金、謝金その他これらに類するもの及び講師等の旅費（教育訓練等を行うために要するものに限る。）のうち当該法人が負担するもの並びに教育訓練等に関する計画又は内容の作成について当該教育訓練等に関する専門的知識を有する者（当該法人の役員（法第四十二条の十二の五第三項第九号に



定する役員をいう。)又は使用人である者を除く。)に委託している場合の当該専門的知識を有する者に対して支払う委託費その他これに類するものとする。

3| 施行令第二十七条の十二の五第十項第一号ロに規定する財務省令で定める費用は、コンテンツ(文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像又はこれらを組み合わせたものをいう。以下この項において同じ。)の使用料(コンテンツの取得に要する費用に該当するものを除く。)とする。

4| 施行令第二十七条の十二の五第十項第三号に規定する財務省令で定める費用は、授業料、受講料、受験手数料その他の同号の者が行う教育訓練等に対する対価として支払うものとする。

5| 施行令第二十七条の十二の五第十一項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二の五第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第一項第二号に規定する教育訓練費の額及び当該事業年度における同条第三項第八号に規定する比較教育訓練費の額に関する次に掲げる事項を記載した書類とする。

一 施行令第二十七条の十二の五第十項各号に定める費用に係る教育訓練等の実施時期

二 省 略

三 当該教育訓練等の対象となる法第四十二条の十二の五第三項第二号に規定する国内雇用者の氏名

四 省 略

(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第二十条の十の二 施行令第二十七条の十二の六第二号に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げる減価償却資産とする。

一 三・六ギガヘルツを超え四・一ギガヘルツ以下又は四・五ギガヘルツを超え四・六ギガヘルツ以下の周波数の電波を使用する無線設備(次のいずれにも該当するものに限る。)

規定する役員をいう。)又は使用人である者を除く。)に委託している場合の当該専門的知識を有する者に対して支払う委託費その他これに類するものとする。

5| 施行令第二十七条の十二の五第十三項第一号ロに規定する財務省令で定める費用は、コンテンツ(文字、図形、色彩、音声、動作若しくは映像又はこれらを組み合わせたものをいう。以下この項において同じ。)の使用料(コンテンツの取得に要する費用に該当するものを除く。)とする。

6| 施行令第二十七条の十二の五第十三項第三号に規定する財務省令で定める費用は、授業料、受講料、受験手数料その他の同号の者が行う教育訓練等に対する対価として支払うものとする。

7| 施行令第二十七条の十二の五第十四項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十二条の十二の五第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第一項第二号に規定する教育訓練費の額及び当該事業年度における同条第三項第八号に規定する比較教育訓練費の額に関する次に掲げる事項を記載した書類とする。

一 施行令第二十七条の十二の五第十三項各号に定める費用に係る教育訓練等の実施時期

二 同 上

三 当該教育訓練等の対象となる法第四十二条の十二の五第三項第九号に規定する国内雇用者の氏名

四 同 上

(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第二十条の十の二 同 上

一 三・六ギガヘルツを超え四・一ギガヘルツ以下又は四・五ギガヘルツを超え四・六ギガヘルツ以下の周波数の電波を使用する無線設備(十六以上の空中線、位相器及び増幅器を用いて一又は複数の指向性を持つビームパターンを形成し制御する技術を有する無線装置を用いて無線通信を行うために用いられるものに限る。)

イ 令和六年三月三十一日以前に法第四十二条の十二の六第二項第一号に規定する条件不利地域以外の地域内において事業の用に供する無線設備にあつては、十六以上の空中線、位相器及び増幅器を用いて一又は複数の指向性を持つビームパターンを形成し制御する技術を有する無線装置を用いて無線通信を行うために用いられるものであること。

ロ 総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則第二条第一号に規定する全国5Gシステム（同号イに掲げる設備を製造する事業者と同号ロ又はハに掲げる設備を製造する事業者とが異なる場合に限る。）を構成するものであること。

ハ 主として第五世代移动通信アクセスサービス（電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第十三号に規定する第五世代移动通信アクセスサービスをいう。）の用に供することを目的として設置された交換設備と一体として運用されるものであること。

二 二十七ギガヘルツを超え二十八・二ギガヘルツ以下又は二十九・一ギガヘルツを超え二十九・五ギガヘルツ以下の周波数の電波を使用する無線設備（前号ロ及びハに該当するものに限る。）

三・四 省略

2 省略

（特定地域における工業用機械等の特別償却）

第二十条の十六 施行令第二十八条の九第五項に規定する財務省令で定め

（法人税の額から控除される特別控除額の特例）

第二十条の十の四 施行令第二十七条の十三第三項に規定する財務省令で定める者は、同項に規定する法人の就業規則において同項に規定する継続雇用制度を導入している旨の記載があり、かつ、次に掲げる書類のいずれかにその者が当該継続雇用制度に基づき雇用されている者である旨の記載がある場合のその者とする。

- 一 雇用契約書その他これに類する雇用関係を証する書類
- 二 労働基準法第百八条に規定する賃金台帳

二 二十七ギガヘルツを超え二十八・二ギガヘルツ以下又は二十九・一ギガヘルツを超え二十九・五ギガヘルツ以下の周波数の電波を使用する無線設備

2 同上

（特定地域における工業用機械等の特別償却）

第二十条の十六

る機械及び装置は、ガス業用設備に属する機械及び装置のうち、沖縄振興特別措置法施行令第四条第九号に規定する液化ガス貯蔵設備（次項において「液化ガス貯蔵設備」という。）及びこれと一体として設置されるものとする。

2| 施行令第二十八条の九第五項に規定する財務省令で定める構築物は、ガス貯槽（液化ガス貯蔵設備に該当するものに限る。）及び液化天然ガスを利用するために当該ガス貯槽と一体として設置される送配管とする。

3| 施行令第二十八条の九第五項第一号イ(1)に規定する財務省令で定めるものは、専ら同号イ(1)に規定する開発研究の用に供される耐用年数省令別表第六の上欄に掲げる器具及び備品（同表の中欄に掲げる固定資産に限る。）とする。

4| 施行令第二十八条の九第五項第一号イ(2)及び法第四十五条第一項の表の第三号の第四欄に規定する財務省令で定める器具及び備品は、第二十条の四第三項各号に掲げるものとする。

5| 施行令第二十八条の九第九項に規定する財務省令で定める事業は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業とする。

6| 施行令第二十八条の九第十四項に規定する財務省令で定める書類は、沖縄県知事の特条第十二項に規定する設備について同項の確認をした旨を証する書類とする。

7| 施行令第二十八条の九第十五項第二号に規定する財務省令で定めるものは、半島振興法施行規則第二条第三号及び第四号に掲げる事項とする。

8| 施行令第二十八条の九第十五項第四号に規定する財務省令で定めるものは、奄美群島振興開発特別措置法施行規則第三条第三号及び第四号に掲げる事項とする。

9| 施行令第二十八条の九第二十項に規定する財務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 四 省 略

10| 施行令第二十八条の九第二十七項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十五条第三項に規定する産業振興機械等に係る同項の表の各号の下欄に掲げる設備が施行令第二十八条の九第十六項に規定する産業投資促進計画に記載された事項に適合するものにつき、当該産業投資促進計画を定め、作成し、又は策定した市町村の長が確認した旨

施行令第二十八条の九第四項第一号イに規定する財務省令で定めるものは、専ら同号イに規定する開発研究の用に供される耐用年数省令別表第六の上欄に掲げる器具及び備品（同表の中欄に掲げる固定資産に限る。）とする。

2| 施行令第二十八条の九第四項第一号ロ及び法第四十五条第一項の表の第三号の第三欄に規定する財務省令で定める器具及び備品は、第二十条の四第三項各号に掲げるものとする。

3| 施行令第二十八条の九第八項に規定する財務省令で定める事業は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第六項に規定する店舗型性風俗特殊営業に該当する事業とする。

4| 施行令第二十八条の九第九項第二号に規定する財務省令で定めるものは、半島振興法施行規則第二条第三号及び第四号に掲げる事項とする。

5| 施行令第二十八条の九第九項第四号に規定する財務省令で定めるものは、奄美群島振興開発特別措置法施行規則第三条第三号及び第四号に掲げる事項とする。

6| 施行令第二十八条の九第十五項に規定する財務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 四 同 上

7| 施行令第二十八条の九第二十二項に規定する財務省令で定める書類は、法第四十五条第二項に規定する産業振興機械等に係る同項の表の各号の下欄に掲げる設備が施行令第二十八条の九第十一項に規定する産業投資促進計画に記載された事項に適合するものにつき、当該産業投資促進計画を定め、作成し、又は策定した市町村の長が確認した旨

を証する書類とする。

（事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却）

第二十条の十九 施行令第二十九条の三第一項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する機械等が記載された農業競争力強化支援法第十八条第一項の認定に係る法第四十六条第一項に規定する事業再編計画（農業競争力強化支援法第十九条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）のその認定に係る農業競争力強化支援法施行規則第四条第一項の申請書（当該事業再編計画が当該変更後のものである場合には、同令第七条第一項の申請書を含む。）の写し及び当該事業再編計画に係る同令第六条第一項の認定書（当該事業再編計画が当該変更後のものである場合には、同令第七条第四項の認定書を含む。）の写しとする。

（沖繩の認定法人の課税の特例）

第二十一条の十七の二 施行令第三十六条第一項に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する財務省令で定める期間の月数は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間の月数とする。

一 法第六十条第一項の表の第一号の上欄に掲げる法人に該当する同項の内国法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法人が認定時情報通信産業特別地区の区域（当該内国法人が沖繩振興特別措置法第三十条第一項の認定を受けた時（以下この号において「認定時」という。）において同表の第一号の中欄に掲げる区域に該当していた区域をいう。以下この号及び第三号において同じ。）内において同表の第一号の下欄に掲げる事業（同号の上欄に掲げる法人に該当しない期間にあつては、当該認定時において沖繩振興特別措置法第三条第七号に規定する特定情報通信事業に該当していた事業。以下この号及び第三号において「対象特定情報通信事業」という。）を行つていた場合、当該被合併法人のうち当該認定時情報通信産業特別地区の区域内において当該対象特定情報通信事業を開始した日が最も早い法人が当該対象特定情報通信事業を行つていた期間の月数

を証する書類とする。

（事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却）

第二十条の十九 施行令第二十九条の三第一項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する機械等が記載された農業競争力強化支援法第十八条第一項の認定に係る法第四十六条の二第一項に規定する事業再編計画（農業競争力強化支援法第十九条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）のその認定に係る農業競争力強化支援法施行規則第四条第一項の申請書（当該事業再編計画が当該変更後のものである場合には、同令第七条第一項の申請書を含む。）の写し及び当該事業再編計画に係る同令第六条第一項の認定書（当該事業再編計画が当該変更後のものである場合には、同令第七条第四項の認定書を含む。）の写しとする。

（沖繩の認定法人の課税の特例）

第二十一条の十七の二 同上

一 法第六十条第一項の表の各号の上欄に掲げる法人に該当する同項の内国法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法人が当該各号の中欄に掲げる地区内において当該各号の下欄に掲げる事業を行つていた場合、当該被合併法人のうち当該地区内において当該事業を開始した日が最も早い法人が当該事業を行つていた期間の月数

二 法第六十条第一項の表の各号の上欄に掲げる法人に該当する同項の内国法人と実質的に同一であると認められる者が当該内国法人の設立前に当該各号の中欄に掲げる地区内において当該各号の下欄に掲げる事業を行つていた場合（前号に掲げる場合を除く。）当該実質的に同一であると認められる者が当該地区内において当該事業を行つていた期間の月数

二 法第六十条第一項の表の第二号の上欄に掲げる法人に該当する同項の内国法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法人が認定時国際物流拠点産業集積地域の区域（当該内国法人が沖縄振興特別措置法第四十四条第一項の認定を受けた時（以下この号において「認定時」という。）において同表の第二号の中欄に掲げる区域に該当していた区域をいう。以下この号及び第四号において同じ。）内において同表の第二号の下欄に掲げる事業（同号の上欄に掲げる法人に該当しない期間にあつては、当該認定時において沖縄振興特別措置法第三条第十二号に規定する特定国際物流拠点事業に該当していた事業。以下この号及び第四号において「対象特定国際物流拠点事業」という。）を行つていた場合、当該被合併法人のうち当該認定時国際物流拠点産業集積地域の区域内において当該対象特定国際物流拠点事業を開始した日が最も早い法人が当該対象特定国際物流拠点事業を行つていた期間の月数

三 法第六十条第一項の表の第一号の上欄に掲げる法人に該当する同項の内国法人と実質的に同一であると認められる者が当該内国法人の設立前に認定時情報通信産業特別地区の区域内において対象特定情報通信事業を行つていた場合（第一号に掲げる場合を除く。）当該実質的に同一であると認められる者が当該認定時情報通信産業特別地区の区域内において当該対象特定情報通信事業を行つていた期間の月数

四 法第六十条第一項の表の第二号の上欄に掲げる法人に該当する同項の内国法人と実質的に同一であると認められる者が当該内国法人の設立前に認定時国際物流拠点産業集積地域の区域内において対象特定国際物流拠点事業を行つていた場合（第二号に掲げる場合を除く。）当該実質的に同一であると認められる者が当該認定時国際物流拠点産業集積地域の区域内において当該対象特定国際物流拠点事業を行つていた期間の月数

## 2

施行令第三十六条第五項に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する財務省令で定める期間の月数は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間の月数とする。

一 法第六十条第二項の内国法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法人が認定時経済金融活性化特別地区の区域（当該内国法人が沖縄振興特別措置法第

## 2

同上

一 法第六十条第二項の内国法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法人が同項に規定する経済金融活性化特別地区として指定された地区（以下この項に

五十六条第一項の認定を受けた時（以下この号において「認定時」という。）において法第六十条第二項に規定する経済金融活性化特別地区として指定された地区の区域に該当していた区域をいう。以下この項において同じ。）内において当該認定時において施行令第三十六条第五項に規定する特定経済金融活性化事業に該当していた事業（以下この項において「対象特定経済金融活性化事業」という。）を行つていた場合 当該被合併法人のうち当該認定時経済金融活性化特別地区の区域内において当該対象特定経済金融活性化事業を開始した日が最も早い法人が当該対象特定経済金融活性化事業を行つていた期間の月数

二 法第六十条第二項の内国法人と実質的に同一であると認められる者が当該内国法人の設立前に認定時経済金融活性化特別地区の区域内において対象特定経済金融活性化事業を行つていた場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該実質的に同一であると認められる者が当該認定時経済金融活性化特別地区の区域内において当該対象特定経済金融活性化事業を行つていた期間の月数

3 5 省 略

（収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例）

第二十二條の二 省 略

2・3 省 略

4 法第六十四条第五項（法第六十四条の第二十三項（法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十五条第三項若しくは第四項において準用する場合を含む。）並びに施行令第三十九条第三十六項及び第三十九条の第二第十項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 省 略

二 都市再開発法による市街地再開発事業の施行に伴う権利変換又は買取り若しくは収用に係る資産 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ・ロ 省 略

ハ 都市再開発法第七十一条第一項又は第三項の申出に基づき同法第八十七条又は第八十八条第一項、第二項若しくは第五項の規定によ

において「経済金融活性化特別地区」という。）内において施行令第三十六条第五項に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業（以下この項において「特定経済金融活性化事業」という。）を行つていた場合 当該被合併法人のうち当該経済金融活性化特別地区内において当該特定経済金融活性化事業を開始した日が最も早い法人が当該特定経済金融活性化事業を行つていた期間の月数

二 法第六十条第二項の内国法人と実質的に同一であると認められる者が当該内国法人の設立前に経済金融活性化特別地区内において特定経済金融活性化事業を行つていた場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該実質的に同一であると認められる者が当該経済金融活性化特別地区内において当該特定経済金融活性化事業を行つていた期間の月数

3 5 同 上

（収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例）

第二十二條の二 同 上

2・3 同 上

4 法第六十四条第四項（法第六十四条の第二十三項（法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十五条第三項若しくは第四項において準用する場合を含む。）並びに施行令第三十九条第三十二項及び第三十九条の第二第九項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 同 上

二 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 都市再開発法第七十一条第一項又は第三項の申出に基づき同法第八十七条又は第八十八条第一項、第二項若しくは第五項の規定によ

る権利の変換を受けなかつた資産 第一種市街地再開発事業の施行者の施行令第三十九条第八項各号に掲げる場合のいずれか（同法第七十一条第一項又は第三項の申出をした者が同法第七十条の第二一項の申出をすることができるときには、施行令第三十九条第八項第一号に掲げる場合に限る。）に該当する旨を証する書類及び同項に規定する審査委員の同意又は市街地再開発審査会の議決のあつたことを証する書類

二 省 略

三 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業に係る権利変換に係る資産 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ・ロ 省 略

ハ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百三条第一項又は第三項の申出に基づき同法第二百二十一条又は第二百二十二条第一項、第二項若しくは第五項の規定による権利の変換を受けなかつた資産 防災街区整備事業の施行者の施行令第三十九条第十項各号に掲げる場合のいずれか（同法第二百三条第一項又は第三項の申出をした者が同法第二百二条第一項の申出をすることができるときには、施行令第三十九条第十項第一号に掲げる場合に限る。）に該当する旨を証する書類及び同項に規定する審査委員の同意又は防災街区整備審査会の議決のあつたことを証する書類

ニ・ホ 省 略

四・五 省 略

5 法第六十四条第十項（法第六十四条の第二十五項（法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十四条第九項（法第六十四条の二第八項（法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 法第六十四条第九項又は第六十四条の二第八項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この号において「分

る権利の変換を受けなかつた資産 第一種市街地再開発事業の施行者の施行令第三十九条第七項各号に掲げる場合のいずれか（同法第七十一条第一項又は第三項の申出をした者が同法第七十条の第二一項の申出をすることができるときには、施行令第三十九条第七項第一号に掲げる場合に限る。）に該当する旨を証する書類及び同項に規定する審査委員の同意又は市街地再開発審査会の議決のあつたことを証する書類

二 同 上

三 同 上

イ・ロ 同 上

ハ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百三条第一項又は第三項の申出に基づき同法第二百二十一条又は第二百二十二条第一項、第二項若しくは第五項の規定による権利の変換を受けなかつた資産 防災街区整備事業の施行者の施行令第三十九条第十項各号に掲げる場合のいずれか（同法第二百三条第一項又は第三項の申出をした者が同法第二百二条第一項の申出をすることができるときには、施行令第三十九条第十項第一号に掲げる場合に限る。）に該当する旨を証する書類及び同項に規定する審査委員の同意又は防災街区整備審査会の議決のあつたことを証する書類

ニ・ホ 同 上

四・五 同 上

5 法第六十四条第十項（法第六十四条の第二十五項（法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十四条第八項（法第六十四条の二第八項（法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 法第六十四条第八項又は第六十四条の二第八項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人（以下この号において「分

割承継法人等」という。)の名称及び納税地(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名

三 法第六十四条第九項又は第六十四条の二第八項に規定する適格分割等の年月日

四 省 略

五 法第六十四条第九項、第六十四条の二第八項又は第六十五条第一項に規定する補償金、対価又は清算金の額

六 省 略

七 法第六十四条第九項(法第六十四条の二第八項(法第六十五条第三項において準用する場合を含む。))又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定により損金の額に算入される法第六十四条第九項に規定する帳簿価額を減額した金額及びその金額の計算に関する明細

八 省 略

6 法第六十四条の二第一項に規定するやむを得ない事情があるため、同項に規定する収用等(法第六十五条第三項において準用する場合にあつては、同条第一項に規定する換地処分等)のあつた日以後二年を経過した日から法第六十四条の二第一項に規定する政令で定める日までの期間内に代替資産の取得(同項に規定する取得をいう。第八項から第十一項までにおいて同じ。)をする見込みであり、かつ、当該代替資産につき同条第一項(法第六十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする場合における法第六十四条の二第十三項(法第六十五条第三項において準用する場合を含む。)において準用する法第六十四条第五項に規定する明細書の添付には、そのやむを得ない事情の詳細、当該代替資産の取得予定年月日及びその取得価額の見積額その他の明細を記載した書類の添付を含むものとする。

7 施行令第三十九条第二十三項第一号イ又はロの所轄税務署長の承認を受けようとする法人は、これらの規定に規定する収用等があつた日後四年を経過する日から二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書にこれらの規定に規定する事業の施行者の当該法人がこれらの規定に掲げる資産を同号に規定する代替資産として同号イに規定する取得をすること又は同号ロに規定する敷地の用に供することができることとなることを認め

割承継法人等」という。)の名称及び納税地(当該分割承継法人等が連結子法人である場合には、当該分割承継法人等の本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名

三 法第六十四条第八項又は第六十四条の二第八項に規定する適格分割等の年月日

四 同 上

五 法第六十四条第八項、第六十四条の二第八項又は第六十五条第一項に規定する補償金、対価又は清算金の額

六 同 上

七 法第六十四条第八項(法第六十四条の二第八項(法第六十五条第三項において準用する場合を含む。))又は第六十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定により損金の額に算入される法第六十四条第八項に規定する帳簿価額を減額した金額及びその金額の計算に関する明細

八 同 上

6 法第六十四条の二第一項に規定するやむを得ない事情があるため、同項に規定する収用等(法第六十五条第三項において準用する場合にあつては、同条第一項に規定する換地処分等)のあつた日以後二年を経過した日から法第六十四条の二第一項に規定する政令で定める日までの期間内に代替資産の取得(同項に規定する取得をいう。第八項から第十一項までにおいて同じ。)をする見込みであり、かつ、当該代替資産につき同条第一項(法第六十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする場合における法第六十四条の二第十三項(法第六十五条第三項において準用する場合を含む。)において準用する法第六十四条第四項に規定する明細書の添付には、そのやむを得ない事情の詳細、当該代替資産の取得予定年月日及びその取得価額の見積額その他の明細を記載した書類の添付を含むものとする。

7 施行令第三十九条第十九項第一号イ又はロの所轄税務署長の承認を受けようとする法人は、これらの規定に規定する収用等があつた日後四年を経過する日から二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書にこれらの規定に規定する事業の施行者の当該法人がこれらの規定に掲げる資産を同号に規定する代替資産として同号イに規定する取得をすること又は同号ロに規定する敷地の用に供することができることとなることを認め



られる年月の記載がされた書類を添付して、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一〇七 省 略

8 施行令第三十九条第二十三項第二号の所轄税務署長の承認を受けようとする法人は、同号に規定する収用等があつた日後四年を経過する日から二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 省 略

二 当該四年を経過する日までに施行令第三十九条第二十三項第二号に規定する増殖施設の取得をすることができないこととなつた事情の詳細

三 省 略

四 施行令第三十九条第二十三項第二号に規定する生態影響調査の実施の状況及び当該調査の完了予定年月日

9・10 省 略

11 法第六十四条の第二十七項（法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）の所轄税務署長の承認を受けようとする法人は、法第六十四条の第二十七項に規定する指定期間の末日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一〇四 省 略

五 代替資産の取得予定年月日及び施行令第三十九条第三十二項の認定を受けようとする日

六 省 略

12 前項に規定する法人が同項の所轄税務署長の承認を受けた場合には、施行令第三十九条第三十二項に規定する所轄税務署長が認定した日は当該承認において税務署長が認定した日とする。

13 省 略

（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）

第二十二條の四 法第六十五条の第三第四項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一・二 省 略

れる年月の記載がされた書類を添付して、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一〇七 同 上

8 施行令第三十九条第十九項第二号の所轄税務署長の承認を受けようとする法人は、同号に規定する収用等があつた日後四年を経過する日から二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 同 上

二 当該四年を経過する日までに施行令第三十九条第十九項第二号に規定する増殖施設の取得をすることができないこととなつた事情の詳細

三 同 上

四 施行令第三十九条第十九項第二号に規定する生態影響調査の実施の状況及び当該調査の完了予定年月日

9・10 同 上

11 同 上

一〇四 同 上

五 代替資産の取得予定年月日及び施行令第三十九条第二十八項の認定を受けようとする日

六 同 上

12 前項に規定する法人が同項の所轄税務署長の承認を受けた場合には、施行令第三十九条第二十八項に規定する所轄税務署長が認定した日は当該承認において税務署長が認定した日とする。

13 同 上

（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）

第二十二條の四 同 上

一・二 同 上

三 法第六十五条の三第一項第三号の場合 次に掲げる場合の区分に依りそれぞれ次に定める書類

イ 土地等が古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十条第一項の規定により買い取られる場合 府県知事（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該指定都市の長）の当該土地等を古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十一条第一項の規定により買い取つた旨を証する書類

ロ 土地等が都市緑地法第十七条第一項又は第三項の規定により買い取られる場合 次に掲げる場合の区分に依りそれぞれ次に定める書類

(1) 当該土地等が地方公共団体に買い取られる場合 当該地方公共団体の長の当該土地等を都市緑地法第十七条第一項又は第三項の規定により買い取つた旨を証する書類

(2) 当該土地等が施行令第三十九条の四第三項に規定する推進法人に買い取られる場合 都市緑地法第十七条第二項の規定に基づき当該推進法人を当該土地等の買取りをする者として定めた地方公共団体の長の当該推進法人が当該土地等を同条第三項の規定により買い取つた旨、当該土地等の買取りをする者が当該推進法人に該当する旨及び当該土地等の買取りが施行令第三十九条の四第三項各号に掲げる要件を満たすものである旨を証する書類

ハ 土地が特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第八条第一項の規定により買い取られる場合 同項に規定する特定空港の設置者の当該土地を同項の規定により買い取つた旨を証する書類

ニ 土地等が航空法第四十九条第四項（同法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。ニにおいて同じ。）の規定により買い取られる場合 同法第四十九条第四項に規定する空港の設置者の当該土地等を同項の規定により買い取つた旨を証する書類

ホ 土地等が防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第五条第二項の規定により買い取られる場合 当該土地等の所在する地域を管轄する地方防衛局長（当該土地等の所在する地域が東海防衛支局の管轄区域内である場合には、東海防衛支局長）の当該土地等を同

三 同上

イ 土地等が古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十条第一項の規定により買い取られる場合 府県知事（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該指定都市の長）の当該土地等を古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十一条第一項の規定により買い取つたものである旨を証する書類

ロ 同上

(1) 当該土地等が地方公共団体に買い取られる場合 当該地方公共団体の長の当該土地等を都市緑地法第十七条第一項又は第三項の規定により買い取つたものである旨を証する書類

(2) 当該土地等が施行令第三十九条の四第三項に規定する推進法人に買い取られる場合 都市緑地法第十七条第二項の規定に基づき当該推進法人を当該土地等の買取りをする者として定めた地方公共団体の長の当該推進法人が当該土地等を同条第三項の規定により買い取つたものである旨、当該土地等の買取りをする者が当該推進法人に該当する旨及び当該土地等の買取りが施行令第三十九条の四第三項各号に掲げる要件を満たすものである旨を証する書類

ハ 土地が特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第八条第一項の規定により買い取られる場合 同項に規定する特定空港の設置者の当該土地を同項の規定により買い取つたものである旨を証する書類

ニ 土地等が航空法第四十九条第四項（同法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。ニにおいて同じ。）の規定により買い取られる場合 同法第四十九条第四項に規定する空港の設置者の当該土地等を同項の規定により買い取つたものである旨を証する書類

ホ 土地等が防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第五条第二項の規定により買い取られる場合 当該土地等の所在する地域を管轄する地方防衛局長（当該土地等の所在する地域が東海防衛支局の管轄区域内である場合には、東海防衛支局長）の当該土地等を同

項の規定により買い取った旨を証する書類

へ 土地等が公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九条第二項の規定により買い取られる場合 同項に規定する特定飛行場の設置者の当該土地等を同項の規定により買い取った旨を証する書類

四 法第六十五条の三第一項第四号の場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 省 略

ロ イに掲げる場合以外の場合 法第六十五条の三第一項第四号に規定する土地の買取りをする者の当該土地を買い取った旨を証する書類

五 法第六十五条の三第一項第五号の場合 農林水産大臣又は都道府県知事の当該土地が同号に規定する保安林又は保安施設地区として指定された区域内の土地である旨を証する書類及び当該土地の買取りをする者の当該土地を同号に規定する保安施設事業の用に供するために買い取った旨を証する書類

六 法第六十五条の三第一項第六号の場合 地方公共団体の長の同号に規定する農地等が同号に規定する移転促進区域内に所在すること及び当該農地等を同号に規定する集団移転促進事業計画に基づき買い取った旨を証する書類

七 法第六十五条の三第一項第七号の場合 市町村長の当該土地等が同号に規定する農用地利用規程に係る同号に規定する農用地利用改善事業の実施区域内にある同号に規定する農用地である旨を証する書類、当該土地等の買取りをする者の当該土地等を同号の申出に基づき買い取った旨を証する書類及び都道府県知事の当該土地等の買取りをする者が同号に規定する農地中間管理機構に該当する旨を証する書類

## 2・3 省 略

(農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

第二十二條の六 施行令第三十九条の六第二項に規定する農地の保全又は利用上必要な施設で財務省令で定めるものは、同項に規定する農用地区域として定められている区域内にある同項に規定する農地を保全し、又

項の規定により買い取ったものである旨を証する書類

へ 土地等が公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九条第二項の規定により買い取られる場合 同項に規定する特定飛行場の設置者の当該土地等を同項の規定により買い取ったものである旨を証する書類

四 同 上

イ 同 上

ロ イに掲げる場合以外の場合 法第六十五条の三第一項第四号に規定する土地の買取りをする者の当該土地を買い取ったものである旨を証する書類

五 法第六十五条の三第一項第五号の場合 農林水産大臣又は都道府県知事の当該土地が同号に規定する保安林又は保安施設地区として指定された区域内の土地である旨を証する書類及び当該土地の買取りをする者の当該土地を同号に規定する保安施設事業の用に供するために買い取ったものである旨を証する書類

六 法第六十五条の三第一項第六号の場合 地方公共団体の長の同号に規定する農地等が同号に規定する移転促進区域内に所在すること及び当該農地等を同号に規定する集団移転促進事業計画に基づき買い取ったものである旨を証する書類

七 法第六十五条の三第一項第七号の場合 市町村長の当該土地等が同号に規定する農用地利用規程に係る同号に規定する農用地利用改善事業の実施区域内にある同号に規定する農用地である旨を証する書類、当該土地等の買取りをする者の当該土地等を同号の申出に基づき買い取ったものである旨を証する書類及び都道府県知事の当該土地等の買取りをする者が同号に規定する農地中間管理機構に該当する旨を証する書類

## 2・3 同 上

(農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

第二十二條の六 施行令第三十九条の六第二項に規定する農地の保全又は利用上必要な施設で財務省令で定めるものは、同項に規定する農用地区域として定められている区域内にある同項に規定する農地を保全し、又

は耕作（農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。）の用に供するために必要なかんがい排水施設、ため池、排水路又は当該農地の地すべり若しくは風害を防止するために直接必要な施設とする。

2| 法第六十五条の五第二項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 三 省 略

四 施行令第三十九条の六第二項の場合 同項に規定する農用地区域として定められている区域内にある同項に規定する農地若しくは採草放牧地（イにおいて「農用地区域内農地等」という。）、同項に規定する開発して農地とすることが適当な土地若しくは同項に規定する農業用施設の用に供することとされている土地又はこれらの土地の上に存する権利（以下この号において「農地等」という。）の買入れをする者の当該農地等をその者の行う同項に規定する事業のため買入れた旨を証する書類、当該農地等の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める書類及び都道府県知事の当該農地等の買入れをする者が同項に規定する農地中間管理機構に該当する旨を証する書類

イ 省 略

ロ 農地等（施行令第三十九条の六第二項に規定する開発して農地とすることが適当な土地若しくは農業用施設の用に供することとされている土地又はこれらの土地の上に存する権利に限る。） 市町村長の当該農地等が同項に規定する農用地区域として定められている区域内にある旨及び当該農地等が同項の開発して農地とすることが適当な土地若しくは当該農地等に係る同項の農業上の用途区分が農業用施設の用に供することとされている土地又は前項に規定する施

は耕作（農地法第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。）の用に供するために必要なかんがい排水施設、ため池、排水路、又は当該農地の地すべり若しくは風害を防止するために直接必要な施設とする。

2| 法第六十五条の五第一項第三号に規定する財務省令で定める施設は、農業用施設及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行規則第一条に規定する施設とする。

3| 施行令第三十九条の六第三項に規定する財務省令で定める場合は、同項に規定する山林について同項のあつせんにより行う同項に規定する森林所有権の移転が森林法第十条の五第一項に規定する市町村森林整備計画に従った森林施業の実施に寄与することが確実であると見込まれる場合とする。

4| 同 上

一 三 同 上

四 施行令第三十九条の六第二項の場合 同項に規定する農用地区域として定められている区域内にある同項に規定する農地若しくは採草放牧地（イにおいて「農用地区域内農地等」という。）、同項に規定する開発して農地とすることが適当な土地若しくは同項に規定する農業用施設の用に供することとされている土地又はこれらの土地の上に存する権利（以下この号において「農地等」という。）の買入れをする者の当該農地等をその者の行う同項に規定する事業のため買入れたものである旨を証する書類、当該農地等の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める書類及び都道府県知事の当該農地等の買入れをする者が同項に規定する農地中間管理機構に該当する旨を証する書類

イ 同 上

ロ 農地等（施行令第三十九条の六第二項に規定する開発して農地とすることが適当な土地若しくは農業用施設の用に供することとされている土地又はこれらの土地の上に存する権利に限る。） 市町村長の当該農地等が同項に規定する農用地区域として定められている区域内にある旨及び当該農地等が同項の開発して農地とすることが適当な土地若しくは当該農地等に係る同項の農業上の用途区分が農業用施設の用に供することとされている土地又は第一項に規定する施

設の用に供することとされている土地（これらの土地の上に存する権利を含む。）に該当するものである旨を証する書類並びに当該農地等の買入れをする者に対し当該農地等の買入れを要請している地方公共団体の長の当該農地等の買入れにつき当該要請をしている旨を証する書類

## 五 省 略

施設の用に供することとされている土地（これらの土地の上に存する権利を含む。）に該当するものである旨を証する書類並びに当該農地等の買入れをする者に対し当該農地等の買入れを要請している地方公共団体の長の当該農地等の買入れにつき当該要請をしている旨を証する書類

## 五 同 上

六 法第六十五条の五第一項第三号の場合 市町村長の当該土地等に係る権利の移転につき同号に規定する公告をした旨、当該公告の年月日、当該土地等が同号に規定する土地等に該当するものである旨及び当該土地等の譲渡が同号に規定する譲渡に該当するものである旨を証する書類

七 法第六十五条の五第一項第四号の場合 都道府県知事の当該土地の譲渡が、同号に規定する土地の譲渡に該当する旨及び同号のあつせんにより行われたものである旨並びに当該土地の取得をした者の有する山林の全部につき森林法第十一条第一項に規定する森林経営計画（同条第五項第二号に規定する公益的機能別森林施業を実施するためのもの）のうち森林法施行規則第三十九条第二項第二号に規定する特定広葉樹育成施業森林に係るもの（当該特定広葉樹育成施業森林を対象とする部分に限る。）及び同法第十六条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第九条第四項の規定による認定の取消しがあつたものを除く。）を作成し、森林法第十一条第五項（同法第十二条第三項において準用する場合、木材の安定供給の確保に関する特別措置法第八条の規定により読み替えて適用される場合及び同法第九条第二項又は第三項の規定により読み替えて適用される森林法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長（同法第十九条の規定の適用がある場合には、同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者）の認定を受けた、又は受けることが確実である旨を証する書類

## （特定の交換分合により土地等を取付した場合の課税の特例）

第二十二條の八 法第六十五条の十第三項において準用する法第六十五条の七第五項及び施行令第三十九条の八第六項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類と

## 第二十二條の八 同 上

## （特定の交換分合により土地等を取付した場合の課税の特例）

する。

一 省 略

- 二 法第六十五条の十第一項第二号の場合 同号に規定する交換分合により譲渡をした同号に規定する土地等及び取得をした当該土地等の登記事項証明書並びに当該交換分合に係る交換分合計画の写し（農住組合法第十一条において準用する土地改良法第九十九条第十二項の規定による公告をした者の当該交換分合計画の写しである旨の記載のあるものに限る。）並びに当該土地等が施行令第三十九条の八第二項各号に掲げる区域内にあることを明らかにする書類
- 2 省 略

（特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供）

第二十二條の十の四 省 略

- 2 法第六十六条の四の四第一項の内国法人が同項に規定する電子情報処理組織を使用して国別報告事項（同項に規定する国別報告事項をいう。次項から第五項までにおいて同じ。）を同条第一項に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第一項から第三項まで、第六項及び第七項の規定の例による。
- 3 〽 10 省 略

（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）

第二十二條の十一 施行令第三十九条の十四の三第一項第一号に規定する

外国関係会社の経営管理を行う法人として財務省令で定めるものは、保険会社等（保険業を主たる事業とする内国法人又は保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社に該当する内国法人をいう。以下第五項までにおいて同じ。）にその発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）を除く。）の

一 同 上

二 法第六十五条の十第一項第二号の場合 同号に規定する交換分合により譲渡をした同号に規定する土地等及び取得をした当該土地等の登記事項証明書並びに当該交換分合に係る交換分合計画の写し（集落地域整備法第十一条第二項の規定による認可をした者の当該交換分合計画の写しである旨の記載があるものに限る。）

- 三 法第六十五条の十第一項第三号の場合 同号に規定する交換分合により譲渡をした同号に規定する土地等及び取得をした当該土地等の登記事項証明書並びに当該交換分合に係る交換分合計画の写し（農住組合法第十一条において準用する土地改良法第九十九条第十二項の規定による公告をした者の当該交換分合計画の写しである旨の記載のあるものに限る。）並びに当該土地等が施行令第三十九条の八第二項各号に掲げる区域内にあることを明らかにする書類
- 2 同 上

（特定多国籍企業グループに係る国別報告事項の提供）

第二十二條の十の四 同 上

- 2 法第六十六条の四の四第一項の内国法人が同項に規定する電子情報処理組織を使用して国別報告事項（同項に規定する国別報告事項をいう。次項から第五項までにおいて同じ。）を同条第一項に規定する所轄税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第一項から第三項まで及び第七項から第九項までの規定の例による。
- 3 〽 10 同 上

（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）

第二十二條の十一

総数又は総額（以下この条において「発行済株式等」という。）の全部を直接又は間接に保有されている内国法人（保険会社等を除く。以下この項及び第五項において「判定対象内国法人」という。）で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

一 当該判定対象内国法人が専ら保険外国関係会社等（外国関係会社）法第六十六条の六第二項第一号に規定する外国関係会社をいう。以下この条において同じ。）で次に掲げる要件の全てに該当するものを用いる。次号及び第五項において同じ。）の経営管理及びこれに附帯する業務を行つていないこと。

イ その主たる事業が保険業又はこれに関連する事業であること。

ロ 判定対象内国法人等（当該保険会社等並びに当該判定対象内国法人及び当該保険会社等に係る他の判定対象内国法人をいう。）によつてその発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有されていること。

ハ 当該判定対象内国法人によつてその発行済株式又は出資を直接又は間接に保有されていること。

二 当該保険会社等に係る他の判定対象内国法人（当該保険外国関係会社等の発行済株式又は出資を直接又は間接に保有するものに限る。第五項において同じ。）がある場合には、当該他の判定対象内国法人が専ら当該保険外国関係会社等の経営管理及びこれに附帯する業務を行つていないこと。

2 前項において発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されているかどうかの判定は、同項の保険会社等の内国法人に係る直接保有株式等有割合（当該保険会社等の有する当該内国法人の株式等の数又は金額が当該内国法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。）と当該保険会社等の当該内国法人に係る間接保有株式等有割合とを合計した割合により行うものとする。

3 前項に規定する間接保有株式等有割合とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める割合の合計割合）をいう。

一 内国法人の法人税法第二十条第十四号に規定する株主等である他の内国法人（以下この項において「株主内国法人」という。）の発行済株式等の全部が保険会社等によつて保有されている場合 当該株主内国

法人の有する当該内国法人の株式等の数又は金額がその発行済株式等のうちに占める割合（当該株主内国法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主内国法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

二 内国法人に係る株主内国法人（前号に掲げる場合に該当する同号の株主内国法人を除く。）と保険会社等との間にこれらの者と株式等の保有を通じて連鎖関係にある一又は二以上の内国法人（以下この号において「出資関連内国法人」という。）が介在している場合（出資関連内国法人及び当該株主内国法人がそれぞれその発行済株式等の全部を保険会社等又は出資関連内国法人（その発行済株式等の全部が保険会社等又は他の出資関連内国法人によつて保有されているものに限る。）によつて保有されている場合に限る。） 当該株主内国法人の有する当該内国法人の株式等の数又は金額がその発行済株式等のうちに占める割合（当該株主内国法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主内国法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

4 | 前二項の規定は、第一項第一号口の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有されているかどうかの判定について準用する。この場合において、第二項中「同項の保険会社等」とあるのは「判定対象内国法人等（同項第一号口に規定する判定対象内国法人等をいう。以下この項及び次項において同じ。）」と、「内国法人」とあるのは「外国関係会社」と、「当該保険会社等」とあるのは「当該判定対象内国法人等」と、前項第一号中「内国法人の法人税法」とあるのは「外国関係会社の法人税法」と、「他の内国法人」とあるのは「外国法人」と、「株主内国法人」とあるのは「株主外国法人」と、「全部」とあるのは「百分の五十を超える数又は金額の株式等」と、「保険会社等」とあるのは「判定対象内国法人等」と、「当該内国法人」とあるのは「当該外国関係会社」と、同項第二号中「内国法人に係る」とあるのは「外国関係会社に係る」と、「株主内国法人」とあるのは「株主外国法人」と、「保険会社等」とあるのは「判定対象内国法人等」と、「出資関連内国法人」とあるのは「の内国法人」と、「出資関連内国法人」とあるのは「出資関連外国法人」と、「全部」とあるのは「百分の五十を超える数又は金額の株式等」と、「当該内国法人」とあるのは「当該外国関係会社」と読み替えるものとする。

5 | 施行令第三十九条の十四の三第一項第一号に規定する外国関係会社の



経営管理を行う他の法人として財務省令で定めるものは、保険会社等に  
係る他の判定対象内国法人で、専ら保険外国関係会社等の経営管理及び  
これに附帯する業務を行っているものとする。

6| 施行令第三十九条の十四の三第一項第一号に規定する財務省令で定め  
る者は、保険業法第二百十九条第一項に規定する特定法人の規約により  
保険契約者と保険契約の内容を確定するための協議を行うことが認めら  
れている者のうち、同号に規定する特定保険外国子会社等が行う保険の  
引受けについて保険契約の内容を確定するための協議を行う者とする。

7| 省 略  
8| 施行令第三十九条の十四の三第六項第一号に規定する財務省令で定め  
る収入金額は、外国関係会社の行う主たる事業に係る業務の通常の過程  
において生ずる預金又は貯金の利子の額とする。

9| 省 略  
10| 施行令第三十九条の十四の三第八項に規定する財務省令で定める外国  
関係会社は、被管理支配会社（特定子会社（同項に規定する特定子会社  
をいう。以下この項において同じ。）の株式等の保有を主たる事業とす  
る外国関係会社で、同条第八項各号に掲げる要件の全てに該当するもの  
をいう。以下この項において同じ。）の株式等の保有を主たる事業とす  
る外国関係会社で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

一 その事業の管理、支配及び運営が管理支配会社（法第六十六条の六  
第二項第二号イ(4)に規定する管理支配会社をいう。以下この項及び第  
十四項第一号において同じ。）によつて行われていること。

二 省 略  
三 その事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全て  
が、その本店所在地国において、管理支配会社の役員（法人税法第二  
条第十五号に規定する役員をいう。第二十項第三号及び第三十項第一  
号ロ(1)において同じ。）又は使用人によつて行われていること。

11| 省 略  
12| 省 略

施行令第三十九条の十四の三第一項第一号に規定する  
財務省令で定める者は、保険業法第二百十九条第一項に規定する特定法  
人の規約により保険契約者と保険契約の内容を確定するための協議を行  
うことが認められている者のうち、同号に規定する特定保険外国子会社  
等が行う保険の引受けについて保険契約の内容を確定するための協議を  
行う者とする。

2| 同 上  
3| 施行令第三十九条の十四の三第六項第一号に規定する財務省令で定め  
る収入金額は、外国関係会社（法第六十六条の六第二項第一号に規定す  
る外国関係会社をいう。以下この条において同じ。）の行う主たる事業  
に係る業務の通常の過程において生ずる預金又は貯金の利子の額とする。

4| 同 上  
5| 施行令第三十九条の十四の三第八項に規定する財務省令で定める外国  
関係会社は、被管理支配会社（特定子会社（同項に規定する特定子会社  
をいう。以下この項において同じ。）の株式又は出資（以下この条にお  
いて「株式等」という。）の保有を主たる事業とする外国関係会社で、  
施行令第三十九条の十四の三第八項各号に掲げる要件の全てに該当する  
ものをいう。以下この項において同じ。）の株式等の保有を主たる事業  
とする外国関係会社で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

一 その事業の管理、支配及び運営が管理支配会社（法第六十六条の六  
第二項第二号イ(4)に規定する管理支配会社をいう。以下この項及び第  
九項第一号において同じ。）によつて行われていること。  
二 同 上  
三 その事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全て  
が、その本店所在地国において、管理支配会社の役員（法人税法第二  
条第十五号に規定する役員をいう。第十五項第三号及び第二十五項第  
一號ロ(1)において同じ。）又は使用人によつて行われていること。

6| 同 上  
7| 同 上

14| 13| 省 略

14| 施行令第三十九条の十四の三第九項第一号に規定する財務省令で定める外国関係会社は、被管理支配会社（特定不動産（同号に規定する特定不動産をいう。以下この項及び第十七項第一号において同じ。）の保有を主たる事業とする外国関係会社で、同条第九項第一号イからニまでに掲げる要件の全てに該当するものをいう。以下この項において同じ。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

一 省 略

二 第十項第一号及び第三号から第五号までに掲げる要件の全てに該当すること。

三・四 省 略

15| 省 略

16| 省 略

17| 省 略

18| 省 略

19| 省 略

20| 省 略

20| 施行令第三十九条の十四の三第九項第三号に規定する財務省令で定める外国関係会社は、その関連者以外の者からの資源開発等プロジェクト（同号イ(1)(ii)に規定する資源開発等プロジェクトをいう。以下この項、第二十二項及び第二十三項第三号において同じ。）の遂行のための資金の調達及び被管理支配会社（同条第九項第三号イ(1)から(3)までに掲げる事業のいずれかを主たる事業とする外国関係会社で、同号ロからチまでに掲げる要件の全てに該当するものをいう。以下この項において同じ。）に係る特定子会社（同号イ(1)に規定する特定子会社をいう。以下この項において同じ。）に対して行う当該資金の提供を主たる事業とする外国関係会社で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

一 省 略

二 第十項第五号に掲げる要件に該当すること。

三 当該事業年度の収入金額の合計額のうち次に掲げる金額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。

イ 省 略

ニ 特定不動産（施行令第三十九条の十四の三第九項第三号イ(3)に規

8| 同 上

9| 施行令第三十九条の十四の三第九項第一号に規定する財務省令で定める外国関係会社は、被管理支配会社（特定不動産（同号に規定する特定不動産をいう。以下この項及び第十二項第一号において同じ。）の保有を主たる事業とする外国関係会社で、同条第九項第一号イからニまでに掲げる要件の全てに該当するものをいう。以下この項において同じ。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

一 同 上

二 第五項第一号及び第三号から第五号までに掲げる要件の全てに該当すること。

三・四 同 上

10| 同 上

11| 同 上

12| 同 上

13| 同 上

14| 同 上

15| 同 上

15| 施行令第三十九条の十四の三第九項第三号に規定する財務省令で定める外国関係会社は、その関連者以外の者からの資源開発等プロジェクト（同号イ(1)(ii)に規定する資源開発等プロジェクトをいう。以下この項、第十七項及び第十八項第三号において同じ。）の遂行のための資金の調達及び被管理支配会社（同条第九項第三号イ(1)から(3)までに掲げる事業のいずれかを主たる事業とする外国関係会社で、同号ロからチまでに掲げる要件の全てに該当するものをいう。以下この項において同じ。）に係る特定子会社（同号イ(1)に規定する特定子会社をいう。以下この項において同じ。）に対して行う当該資金の提供を主たる事業とする外国関係会社で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

一 同 上

二 第五項第五号に掲げる要件に該当すること。

三 同 上

イ 省 略

ニ 同 上

特定不動産（施行令第三十九条の十四の三第九項第三号イ(3)に規

定する特定不動産をいう。以下この項及び第二十三項第二号において同じ。）の譲渡に係る対価の額

ホ・ヘ省 略

七省 略

21| 省 略

22| 省 略

23| 省 略

24| 省 略

25| 第七項の規定は、施行令第三十九条の十五第一項第四号に規定する財務省令で定める配当等の額について準用する。

26| 省 略

27| 施行令第三十九条の十五第一項第五号イに規定する財務省令で定める者は、同号イの外国関係会社に係る法第六十六条の六第一項各号若しくは第六十八条の九十第一項各号に掲げる者又は当該者に係る部分対象外国関係会社（法第六十六条の六第二項第六号に規定する部分対象外国関係会社をいう。第三十項第一号において同じ。）とする。

28| 省 略

29| 省 略

30| 省 略

31| 省 略

32| 第七項の規定は、施行令第三十九条の十七の三第六項に規定する財務省令で定める剰余金の配当等の額について準用する。

33| 省 略

34| 省 略

より計算した金額は、部分対象外国関係会社（同条第二項第六号に規定する部分対象外国関係会社をいい、同項第七号に規定する外国金融子会社等に該当するものを除く。次項から第四十二項までにおいて同じ。）の行うデリバティブ取引（法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引をいう。次項、第三十九項及び第四十項並びに第二十二條の十一の三において同じ。）に係る利益の額又は損失の額につき法人税法第六十一条の五の規定その他法人税に関する法令の規定（同法第六十一条の六の規定を除く。）の例に準じて計算した場合に算出される金額とする。

定する特定不動産をいう。以下この項及び第十八項第二号において同じ。）の譲渡に係る対価の額

ホ・ヘ 同 上

七 同 上

16| 同 上

17| 同 上

18| 同 上

19| 同 上

20| 第二項の規定は、施行令第三十九条の十五第一項第四号に規定する財務省令で定める配当等の額について準用する。

21| 同 上

22| 施行令第三十九条の十五第一項第五号イに規定する財務省令で定める者は、同号イの外国関係会社に係る法第六十六条の六第一項各号若しくは第六十八条の九十第一項各号に掲げる者又は当該者に係る部分対象外国関係会社（法第六十六条の六第二項第六号に規定する部分対象外国関係会社をいう。第二十五項第一号において同じ。）とする。

23| 同 上

24| 同 上

25| 同 上

26| 同 上

27| 第二項の規定は、施行令第三十九条の十七の三第六項に規定する財務省令で定める剰余金の配当等の額について準用する。

28| 同 上

29| 同 上

より計算した金額は、部分対象外国関係会社（同条第二項第六号に規定する部分対象外国関係会社をいい、同項第七号に規定する外国金融子会社等に該当するものを除く。次項から第三十七項までにおいて同じ。）の行うデリバティブ取引（法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引をいう。次項、第三十四項及び第三十五項並びに第二十二條の十一の三において同じ。）に係る利益の額又は損失の額につき法人税法第六十一条の五の規定その他法人税に関する法令の規定（同法第六十一条の六の規定を除く。）の例に準じて計算した場合に算出される金額とする。

法第六十六条の六第六項第五号に規定する法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引として財務省令で定めるデリバティブ取引は、次に掲げるデリバティブ取引等（同条第四項第一号に掲げる取引をいい、同法第六十一条の八第二項に規定する先物外国為替契約等に相当する契約に基づくデリバティブ取引及び同法第六十一条の五第一項に規定するその他財務省令で定める取引に相当する取引を除く。以下第三十七項までにおいて同じ。）とする。

一 ヘッジ対象資産等損失額（法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失の額に相当する金額をいう。以下第三十七項までにおいて同じ。）を減少させるために部分対象外国関係会社（デリバティブ取引等を行つた場合（当該デリバティブ取引等を行つた日において、同条第一項第一号に規定する資産若しくは負債の取得若しくは発生又は当該デリバティブ取引等に係る契約の締結等に関する帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合の当該電磁的記録を含む。次号において同じ。）に当該デリバティブ取引等につき次に掲げる事項が記載されている場合に限る。）において、当該デリバティブ取引等がヘッジ対象資産等損失額を減少させる効果についてあらかじめ定めた評価方法に従つて定期的に確認が行われているときの当該デリバティブ取引等（次号に掲げるデリバティブ取引等を除く。）

イ 二 省 略

二 その有する売買目的外有価証券相当有価証券（法人税法第六十一条の三第一項第二号に規定する売買目的外有価証券に相当する有価証券（同法第二十一条に規定する有価証券をいう。第四十二項第四号口において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の価額の変動（同法第六十一条の九第一項第一号口に規定する期末時換算法に相当する方法により機能通貨換算額への換算をする売買目的外有価証券相当有価証券の価額の外国為替の売買相場の変動に基因する変動を除く。）により生ずるおそれのある損失の額（以下この号において「ヘッジ対象有価証券損失額」という。）を減少させるために部分対象外国関係会社がデリバティブ取引等を行つた場合（当該デリバティブ取引等を行つた日において、当該売買目的外有価証券相当有価証券の取得又は当該デリバティブ取引等に係る契約の締結等に関する帳簿書類に当該デリバティブ取引等につき次に掲げる事項が記載されている

法第六十六条の六第六項第五号に規定する法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引として財務省令で定めるデリバティブ取引は、次に掲げるデリバティブ取引等（同条第四項第一号に掲げる取引をいい、同法第六十一条の八第二項に規定する先物外国為替契約等に相当する契約に基づくデリバティブ取引及び同法第六十一条の五第一項に規定するその他財務省令で定める取引に相当する取引を除く。以下第三十二項までにおいて同じ。）とする。

一 ヘッジ対象資産等損失額（法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失の額に相当する金額をいう。以下第三十二項までにおいて同じ。）を減少させるために部分対象外国関係会社（デリバティブ取引等を行つた場合（当該デリバティブ取引等を行つた日において、同条第一項第一号に規定する資産若しくは負債の取得若しくは発生又は当該デリバティブ取引等に係る契約の締結等に関する帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合の当該電磁的記録を含む。次号において同じ。）に当該デリバティブ取引等につき次に掲げる事項が記載されている場合に限る。）において、当該デリバティブ取引等がヘッジ対象資産等損失額を減少させる効果についてあらかじめ定めた評価方法に従つて定期的に確認が行われているときの当該デリバティブ取引等（次号に掲げるデリバティブ取引等を除く。）

イ 二 同 上

二 その有する売買目的外有価証券相当有価証券（法人税法第六十一条の三第一項第二号に規定する売買目的外有価証券に相当する有価証券（同法第二十一条に規定する有価証券をいう。第三十七項第四号口において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の価額の変動（同法第六十一条の九第一項第一号口に規定する期末時換算法に相当する方法により機能通貨換算額への換算をする売買目的外有価証券相当有価証券の価額の外国為替の売買相場の変動に基因する変動を除く。）により生ずるおそれのある損失の額（以下この号において「ヘッジ対象有価証券損失額」という。）を減少させるために部分対象外国関係会社がデリバティブ取引等を行つた場合（当該デリバティブ取引等を行つた日において、当該売買目的外有価証券相当有価証券の取得又は当該デリバティブ取引等に係る契約の締結等に関する帳簿書類に当該デリバティブ取引等につき次に掲げる事項が記載されている

場合に限る。)において、当該デリバティブ取引等がヘッジ対象有価証券損失額を減少させる効果についてあらかじめ定めた評価方法に従って定期的に確認が行われているときの当該デリバティブ取引等

イ、ニ 省 略

36| 37| 38| 39| 40| 省 略

第三十五項から第三十七項までの規定は、前項の短期売買商品等の価額の変動に伴って生ずるおそれのある損失を減少させるために行つたデリバティブ取引について準用する。この場合において、第三十五項第一号中「ヘッジ対象資産等損失額（法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失）」とあるのは「短期売買商品等損失額（短期売買商品等（法人税法第六十一条第一項に規定する短期売買商品等に相当する資産をいう。以下第三十七項までにおいて同じ。）の価額の変動に伴って生ずるおそれのある損失）」と、「同条第一項第一号に規定する資産若しくは負債の取得若しくは発生」とあるのは「短期売買商品等の取得」と、「ヘッジ対象資産等損失額を減少させる効果」とあるのは「短期売買商品等損失額を減少させる効果」と、同号イ中「ヘッジ対象資産等損失額」とあるのは「短期売買商品等損失額」と、同号ロ中「ヘッジ対象資産等損失額」とあるのは「短期売買商品等損失額」と、「法人税法第六十一条の六第一項第一号に規定する資産又は負債及び同項第二号に規定する金銭に相当するもの」とあるのは「短期売買商品等」と、同号ハ中「ヘッジ対象資産等損失額」とあるのは「短期売買商品等損失額」と、第三十六項中「ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために行つた」とあるのは「短期売買商品等損失額を減少させるために行つた」と、「前項」とあるのは「第四十項において準用する前項」と、同項第一号中「ヘッジ対象資産等損失額」とあるのは「短期売買商品等損失額」と、「法人税法第六十一条の六第一項第一号に規定する資産又は負債及び同項第二号に規定する金銭に相当するもの」とあるのは「短期売買商品等」と、同項第二号及び第四号中「ヘッジ対象資産等損失額」とあるのは「短期売買商品等損失額」と、第三十七項中「前項」とあるのは「第四十項において準用する前項」と、「ヘッジ対象資産等損失額」とあるのは「短期

場合に限る。)において、当該デリバティブ取引等がヘッジ対象有価証券損失額を減少させる効果についてあらかじめ定めた評価方法に従って定期的に確認が行われているときの当該デリバティブ取引等

イ、ニ 同 上

31| 32| 33| 34| 35| 同 上

第三十項から第三十二項までの規定は、前項の短期売買商品等の価額の変動に伴って生ずるおそれのある損失を減少させるために行つたデリバティブ取引について準用する。この場合において、第三十項第一号中「ヘッジ対象資産等損失額（法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失）」とあるのは「短期売買商品等損失額（短期売買商品等（法人税法第六十一条第一項に規定する短期売買商品等に相当する資産をいう。以下第三十二項までにおいて同じ。）の価額の変動に伴って生ずるおそれのある損失）」と、「同条第一項第一号に規定する資産若しくは負債の取得若しくは発生」とあるのは「短期売買商品等の取得」と、「ヘッジ対象資産等損失額を減少させる効果」とあるのは「短期売買商品等損失額を減少させる効果」と、同号イ中「ヘッジ対象資産等損失額」とあるのは「短期売買商品等損失額」と、同号ロ中「ヘッジ対象資産等損失額」とあるのは「短期売買商品等損失額」と、「法人税法第六十一条の六第一項第一号に規定する資産又は負債及び同項第二号に規定する金銭に相当するもの」とあるのは「短期売買商品等」と、同号ハ中「ヘッジ対象資産等損失額」とあるのは「短期売買商品等損失額」と、第三十一項中「ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために行つた」とあるのは「短期売買商品等損失額を減少させるために行つた」と、「前項」とあるのは「第三十五項において準用する前項」と、同項第一号中「ヘッジ対象資産等損失額」とあるのは「短期売買商品等損失額」と、「法人税法第六十一条の六第一項第一号に規定する資産又は負債及び同項第二号に規定する金銭に相当するもの」とあるのは「短期売買商品等」と、同項第二号及び第四号中「ヘッジ対象資産等損失額」とあるのは「短期売買商品等損失額」と、第三十二項中「前項」とあるのは「第三十五項において準用する前項」と、「ヘッジ対象資産等損失額」とあるのは「短期

「売買商品等損失額」と読み替えるものとする。

41| 省 略

42| 第三十五項、前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 五 省 略

43| 第三十五項から第三十七項までの規定は、法第六十六条の六第六項第七号及び施行令第三十九条の十七の三第十六項に規定する財務省令で定める取引について準用する。この場合において、第三十五項中「同条第四項第一号」とあるのは、「同条第四項第二号及び第三号」と読み替えるものとする。

44| 第三十四項の規定は、法第六十六条の六第六項第十一号ホに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

45| 第四十一項及び第四十二項の規定は、法第六十六条の六第六項第十一号へに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

46| 施行令第三十九条の十七の四第六項に規定する剰余金その他の財務省令で定めるものの額は、部分対象外国関係会社（法第六十六条の六第八項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係会社をいう。次項において同じ。）の第一号から第三号までに掲げる金額の合計額（法第六十六条の六第二項第七号に規定する外国金融機関に準ずるものとして政令で定める部分対象外国関係会社（第四号において「外国金融持株会社等」という。）に該当するものにあつては、次に掲げる金額の合計額）とする。

一 三 省 略

四 当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている当該外国金融持株会社等に係る施行令第三十九条の十七第三項第一号イに規定する特定外国金融機関の株式等及び他の外国金融持株会社等（その発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を有するものに限る。）の株式等の帳簿価額

47| 省 略

省 略

49| 第三十五項第一号、第三十六項第一号及び前項に規定する電磁的記録

「売買商品等損失額」と読み替えるものとする。

36| 同 上

37| 第三十項、前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 五 同 上

38| 第三十項から第三十二項までの規定は、法第六十六条の六第六項第七号及び施行令第三十九条の十七の三第十六項に規定する財務省令で定める取引について準用する。この場合において、第三十項中「同条第四項第一号」とあるのは、「同条第四項第二号及び第三号」と読み替えるものとする。

39| 第二十九項の規定は、法第六十六条の六第六項第十一号ホに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

40| 第三十六項及び第三十七項の規定は、法第六十六条の六第六項第十一号へに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

41| 同 上

一 三 同 上

四 当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている当該外国金融持株会社等に係る施行令第三十九条の十七第三項第一号イに規定する特定外国金融機関の株式等及び他の外国金融持株会社等（その発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式等を有するものに限る。）の株式等の帳簿価額

同 上

同 上

44| 第三十項第一号、第三十一項第一号及び前項に規定する電磁的記録と

とは、電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)

**第二十二條の十一の三** 第二十二條の十一第七項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する施行令第三十九條の十四の三第五項に規定する財務省令で定める剰余金の配当等の額について、第二十二條の十一第八項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する施行令第三十九條の十四の三第六項第一号に規定する財務省令で定める収入金額について、第二十二條の十一第九項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する施行令第三十九條の十四の三第六項第二号に規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、第二十二條の十一第十項及び第十一項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する施行令第三十九條の十四の三第八項第七号に規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、第二十二條の十一第十四項及び第十五項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する施行令第三十九條の十四の三第九項第一号に規定する財務省令で定める外国関係会社について、第二十二條の十一第十六項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する同号ハ(3)に規定する財務省令で定める収入金額について、第二十二條の十一第十七項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する同号ニに規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、第二十二條の十一第十八項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する施行令第三十九條の十四の三第九項第二号ロ(3)に規定する財務省令で定める収入金額について、第二十二條の十一第十九項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する同号ハに規定する財務省令

は、電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)

**第二十二條の十一の三** 第二十二條の十一第二項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する施行令第三十九條の十四の三第五項に規定する財務省令で定める剰余金の配当等の額について、第二十二條の十一第三項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する施行令第三十九條の十四の三第六項第一号に規定する財務省令で定める収入金額について、第二十二條の十一第四項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する施行令第三十九條の十四の三第六項第二号に規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、第二十二條の十一第五項及び第六項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する施行令第三十九條の十四の三第八項に規定する財務省令で定める外国関係会社について、第二十二條の十一第七項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する施行令第三十九條の十四の三第八項第六号ハに規定する財務省令で定める収入金額について、第二十二條の十一第八項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する施行令第三十九條の十四の三第八項第七号に規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、第二十二條の十一第九項及び第十項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する施行令第三十九條の十四の三第九項第一号に規定する財務省令で定める外国関係会社について、第二十二條の十一第十一項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する同号ハ(3)に規定する財務省令で定める収入金額について、第二十二條の十一第十二項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する同号ニに規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、第二十二條の十一第十三項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する施行令第三十九條の十四の三第九項第二号ロ(3)に規定する財務省令で定める収入金額について、第二十二條の十一第十四項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する同号ハに規定する財務省令で定める資

で定める資産の帳簿価額について、第二十二條の十一第二十項及び第二十一項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する施行令第三十九條の十四の三第九項第三号に規定する財務省令で定める外国関係会社について、第二十二條の十一第二十二項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する同号ト(6)に規定する財務省令で定める収入金額について、第二十二條の十一第二十三項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する同号チに規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、それぞれ準用する。この場合において、第二十二條の十一第九項第一号イ中「外国子会社」とあるのは「外国子法人」と、施行令第三十九條の十四の三第六項」とあるのは「法第六十六條の九の二第二項第三号イ(3)」と、法第六十六條の六第一項」とあるのは「同条第一項」と、同項第二号中「外国子会社」とあるのは「外国子法人」と、同条第十項中「被管理支配会社（特定子会社（同項に規定する特定子会社）とあるのは「被管理支配法人（特定子法人（法第六十六條の九の二第二項第三号イ(4)に規定する特定子法人）と、同条第八項各号」とあるのは「施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する施行令第三十九條の十四の三第八項各号」と、同項第一号中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、第六十六條の六第二項第二号イ(4)」とあるのは「第六十六條の九の二第二項第三号イ(4)」と、同項第二号から第四号までの規定中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、同項第五号中「施行令」とあるのは「施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する施行令」と、同項第六号イ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号ロ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、第六十六條の六第二項第二号ハ(1)」とあるのは「第六十六條の九の二第二項第三号ハ(1)」と、特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同項第七号イ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同条第十一項中「他の被管理支配会社」とあるのは「他の被管理支配法人」と、第六十六條の六第一項各号に掲げる」とあるのは「第六十六條の九の二第二項に規定する特殊関係株主等である」と、同条第十三項各号中「施行令」とあるのは「施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する施行令」と、同条第十四項中「被管理支配会社」と

産の帳簿価額について、第二十二條の十一第十五項及び第十六項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する施行令第三十九條の十四の三第九項第三号に規定する財務省令で定める外国関係会社について、第二十二條の十一第十七項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する同号ト(6)に規定する財務省令で定める収入金額について、第二十二條の十一第十八項の規定は施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する同号チに規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、それぞれ準用する。この場合において、第二十二條の十一第四項第一号イ中「外国子会社」とあるのは「外国子法人」と、施行令第三十九條の十四の三第六項」とあるのは「法第六十六條の九の二第二項第三号イ(3)」と、法第六十六條の六第一項」とあるのは「同条第一項」と、同項第二号中「外国子会社」とあるのは「外国子法人」と、同条第五項中「被管理支配会社（特定子会社（同項に規定する特定子会社）とあるのは「被管理支配法人（特定子法人（法第六十六條の九の二第二項第三号イ(4)に規定する特定子法人）と、施行令」とあるのは「施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する施行令」と、同項第一号中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、第六十六條の六第二項第二号イ(4)」とあるのは「第六十六條の九の二第二項第三号イ(4)」と、同項第二号から第四号までの規定中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、同項第五号中「施行令」とあるのは「施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する施行令」と、同項第六号イ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号ロ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、第六十六條の六第二項第二号ハ(1)」とあるのは「第六十六條の九の二第二項第三号ハ(1)」と、特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同項第七号イ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同条第六項中「他の被管理支配会社」とあるのは「他の被管理支配法人」と、第六十六條の六第一項各号に掲げる」とあるのは「第六十六條の九の二第二項に規定する特殊関係株主等である」と、同条第八項各号中「施行令」とあるのは「施行令第三十九條の二十の三第五項において準用する施行令」と、同条第九項中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、同号」とあるのは「施行



あるのは「被管理支配法人」と、「同号」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する同号」と、「同条第九項第一号イ」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第九項第一号イ」と、同項第一号中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、同項第三号及び第四号イ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、同条第十五項中「他の被管理支配会社」とあるのは「他の被管理支配法人」と、「第六十六条の六第一項各号に掲げる」とあるのは「第六十六条の九の二第一項に規定する特殊関係株主等である」と、同条第十九項第一号中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令」と、同条第二十項中「同号イ(1)(ii)」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する同号イ(1)(ii)」と、「被管理支配会社（同条第九項第三号イ(1)」とあるのは「被管理支配法人（施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第九項第三号イ(1)」と、「特定子会社（同号イ(1)に規定する特定子会社」とあるのは「特定子法人（施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する同号イ(1)に規定する特定子法人」と、「同項第一号中「管理支配会社等」とあるのは「管理支配法人等」と、「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令」と、同項第二号から第四号までの規定中「管理支配会社等」とあるのは「管理支配法人等」と、同項第六号イからハまでの規定中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号ニ中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令」と、同項第七号イ及びロ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同条第二十一項中「他の被管理支配会社」とあるのは「他の被管理支配法人」と、「第六十六条の六第一項各号に掲げる」とあるのは「第六十六条の九の二第一項に規定する特殊関係株主等である」と、同条第二十三項第一号中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令」と読み替えるものとする。

2 第二十二條の十一第二十九項の規定は、施行令第三十九条の二十の三第十九項において準用する施行令第三十九条の十五第八項に規定する明

令第三十九条の二十の三第五項において準用する同号」と、「同条第九項第一号イ」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第九項第一号イ」と、同項第一号中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、同項第三号及び第四号イ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、同条第十項中「他の被管理支配会社」とあるのは「他の被管理支配法人」と、「第六十六条の六第一項各号に掲げる」とあるのは「第六十六条の九の二第一項に規定する特殊関係株主等である」と、同条第十四項第一号中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令」と、同条第十五項中「同号イ(1)(ii)」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する同号イ(1)(ii)」と、「被管理支配会社（同条第九項第三号イ(1)」とあるのは「被管理支配法人（施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令第三十九条の十四の三第九項第三号イ(1)」と、「特定子会社（同号イ(1)に規定する特定子会社」とあるのは「特定子法人（施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する同号イ(1)に規定する特定子法人」と、「同項第一号中「管理支配会社等」とあるのは「管理支配法人等」と、「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令」と、同項第二号から第四号までの規定中「管理支配会社等」とあるのは「管理支配法人等」と、同項第六号イからハまでの規定中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号ニ中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令」と、同項第七号イ及びロ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同条第十六項中「他の被管理支配会社」とあるのは「他の被管理支配法人」と、「第六十六条の六第一項各号に掲げる」とあるのは「第六十六条の九の二第一項に規定する特殊関係株主等である」と、同条第十八項第一号中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の二十の三第五項において準用する施行令」と読み替えるものとする。

2 第二十二條の十一第二十四項の規定は、施行令第三十九条の二十の三第十九項において準用する施行令第三十九条の十五第八項に規定する明

細書について準用する。

- 3 第二十二條の十一第三十項の規定は施行令第三十九條の二十の三第二十一項において準用する施行令第三十九條の十七第三項第一号イ(2)に規定する財務省令で定める要件に該当する外国法人について、第二十二條の十一第三十一項の規定は施行令第三十九條の二十の三第二十一項において準用する施行令第三十九條の十七第九項第二号ロに規定する財務省令で定める要件に該当する外国法人について、それぞれ準用する。

- 4 第二十二條の十一第三十二項の規定は、施行令第三十九條の二十の四第四項において準用する施行令第三十九條の十七の三第六項に規定する財務省令で定める剰余金の配当等の額について準用する。

- 5 第二十二條の十一第三十三項の規定は、施行令第三十九條の二十の四第七項において準用する施行令第三十九條の十七の三第九項に規定する財務省令で定める金額について準用する。

- 6 第二十二條の十一第三十四項の規定は、部分対象外国関係法人（法第六十六條の九の二第二項第七号に規定する部分対象外国関係法人をい、同項第八号に規定する外国金融関係法人に該当するものを除く。以下この条において同じ。）の行うデリバティブ取引に係る法第六十六條の九の二第六項第五号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

- 7 法第六十六條の九の二第六項第五号に規定する法人税法第六十一條の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引として財務省令で定めるデリバティブ取引は、部分対象外国関係法人が行つたデリバティブ取引のうち第二十二條の十一第三十五項から第三十七項までの規定の例によるものとした場合に同法第六十一條の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引とされるデリバティブ取引とする。

- 8 第二十二條の十一第三十八項の規定は、法第六十六條の九の二第六項第五号に規定する行為を業として行う同号に規定する部分対象外国関係法人が行う同号に規定する財務省令で定めるデリバティブ取引について準用する。

- 9 法第六十六條の九の二第六項第五号に規定するその他財務省令で定めるデリバティブ取引は、部分対象外国関係法人が行うデリバティブ取引のうち第二十二條の十一第三十九項及び第四十項の規定の例によるもの

細書について準用する。

- 3 第二十二條の十一第二十五項の規定は施行令第三十九條の二十の三第二十一項において準用する施行令第三十九條の十七第三項第一号イ(2)に規定する財務省令で定める要件に該当する外国法人について、第二十二條の十一第二十六項の規定は施行令第三十九條の二十の三第二十一項において準用する施行令第三十九條の十七第九項第二号ロに規定する財務省令で定める要件に該当する外国法人について、それぞれ準用する。

- 4 第二十二條の十一第二十七項の規定は、施行令第三十九條の二十の四第四項において準用する施行令第三十九條の十七の三第六項に規定する財務省令で定める剰余金の配当等の額について準用する。

- 5 第二十二條の十一第二十八項の規定は、施行令第三十九條の二十の四第七項において準用する施行令第三十九條の十七の三第九項に規定する財務省令で定める金額について準用する。

- 6 第二十二條の十一第二十九項の規定は、部分対象外国関係法人（法第六十六條の九の二第二項第七号に規定する部分対象外国関係法人をい、同項第八号に規定する外国金融関係法人に該当するものを除く。以下この条において同じ。）の行うデリバティブ取引に係る法第六十六條の九の二第六項第五号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

- 7 法第六十六條の九の二第六項第五号に規定する法人税法第六十一條の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引として財務省令で定めるデリバティブ取引は、部分対象外国関係法人が行つたデリバティブ取引のうち第二十二條の十一第三十項から第三十二項までの規定の例によるものとした場合に同法第六十一條の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引とされるデリバティブ取引とする。

- 8 第二十二條の十一第三十三項の規定は、法第六十六條の九の二第六項第五号に規定する行為を業として行う同号に規定する部分対象外国関係法人が行う同号に規定する財務省令で定めるデリバティブ取引について準用する。

- 9 法第六十六條の九の二第六項第五号に規定するその他財務省令で定めるデリバティブ取引は、部分対象外国関係法人が行うデリバティブ取引のうち第二十二條の十一第三十四項及び第三十五項の規定の例によるもの

とした場合に同条第三十九項に規定するデリバティブ取引とされるデリバティブ取引とする。

10 第二十二條の十一第四十一項及び第四十二項の規定は、法第六十六條の九の二第六項第六号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

11 法第六十六條の九の二第六項第七号並びに施行令第三十九條の二十四第四十二項及び第二十三項において準用する施行令第三十九條の十七の三第十六項に規定する財務省令で定める取引は、部分対象外国関係法人が行つた取引（法第六十六條の九の二第六項第一号から第六号までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額（これらに類する利益の額又は損失の額を含む。）を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額（当該各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額を除く。）に係る取引に限る。以下この項において同じ。）のうち、第二十二條の十一第三十五項から第三十七項までの規定の例によるものとした場合に法人税法第六十一條の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つた取引とされる取引とする。

12 第二十二條の十一第三十四項の規定は、部分対象外国関係法人の行うデリバティブ取引に係る法第六十六條の九の二第六項第十一号ホに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

13 第二十二條の十一第四十一項及び第四十二項の規定は、法第六十六條の九の二第六項第十一号へに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

14 省 略

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）

第二十二條の十三 省 略

258 省 略

9 施行令第三十九條の二十四の二第十一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた特定株式は、共同化継続証明書に同項に規定する特定株式（以下この項において「特定株式」という。）のうちその取得の日から三年（令和四年三月三十一日以前に取得をした特定株式にあつては、五年）を経過した特定株式として記載されたものとする。

のとした場合に同条第三十四項に規定するデリバティブ取引とされるデリバティブ取引とする。

10 第二十二條の十一第三十六項及び第三十七項の規定は、法第六十六條の九の二第六項第六号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

11 法第六十六條の九の二第六項第七号並びに施行令第三十九條の二十四第四十二項及び第二十三項において準用する施行令第三十九條の十七の三第十六項に規定する財務省令で定める取引は、部分対象外国関係法人が行つた取引（法第六十六條の九の二第六項第一号から第六号までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額（これらに類する利益の額又は損失の額を含む。）を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額（当該各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額を除く。）に係る取引に限る。以下この項において同じ。）のうち、第二十二條の十一第三十項から第三十二項までの規定の例によるものとした場合に法人税法第六十一條の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つた取引とされる取引とする。

12 第二十二條の十一第二十九項の規定は、部分対象外国関係法人の行うデリバティブ取引に係る法第六十六條の九の二第六項第十一号ホに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

13 第二十二條の十一第三十六項及び第三十七項の規定は、法第六十六條の九の二第六項第十一号へに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

14 同 上

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）

第二十二條の十三 同 上

258 同 上

9 施行令第三十九條の二十四の二第十一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた特定株式は、共同化継続証明書にその取得の日から五年を経過した法第六十六條の十三第十二項の特定株式として記載されたものとする。

（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）

第二十二條の十八 法人税法施行規則第二十七條の十七の規定は、施行令第三十九條の二十八第二項に規定する主要な事業として行われる貸付けに該当するかどうかの判定について準用する。この場合において、法人税法施行規則第二十七條の十七第一項第一号中「内国法人が当該内国法人」とあるのは「中小企業者等（租税特別措置法第六十七條の五第一項（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）に規定する中小企業者等をいう。以下この条において同じ。）が当該中小企業者等」と、同項第二号から第四号までの規定及び同条第二項中「内国法人」とあるのは「中小企業者等」と読み替えるものとする。

（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）

第二十二條の二十九 施行令第三十九條の四十五の二第一項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する適用年度前の各連結事業年度のうち法第六十八條の十五の二第一項に規定する計画の認定（以下この条において「計画の認定」という。）を受けた日以後に終了する各連結事業年度に係る第三項及び第六項又は第四項及び第六項に規定する書類の写し（当該適用年度前の同日以後に終了する連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度に係る租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年財務省令第二十三号）第二條の規定による改正前の租税特別措置法施行規則（第七項において「旧租税特別措置法施行規則」という。）第二十條の七第三項及び第六項又は同条第四項及び第六項に規定する書類の写し）とする。

256 省略

7 施行令第三十九條の四十五の二第十七項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた日以後に終了する各連結事業年度に係る第三項及び前項又は第四項及び前項に規定する書類の写し（同日以後に終了する連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度に係る旧租税特別措置法施行規則第二十條の七第三項及び第六項又は同条第四

第二十二條の十八 削除

（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）

第二十二條の二十九 施行令第三十九條の四十五の二第一項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する適用年度前の各連結事業年度のうち法第六十八條の十五の二第一項に規定する計画の認定（以下この条において「計画の認定」という。）を受けた日以後に終了する各連結事業年度に係る第三項及び第六項又は第四項及び第六項に規定する書類の写し（当該適用年度前の同日以後に終了する連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度に係る第二十條の七第三項及び第六項又は同条第四項及び第六項に規定する書類の写し）とする。

256 同上

7 施行令第三十九條の四十五の二第十七項に規定する財務省令で定める書類は、同項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた日以後に終了する各連結事業年度に係る第三項及び前項又は第四項及び前項に規定する書類の写し（同日以後に終了する連結事業年度に該当しない事業年度にあつては、当該事業年度に係る第二十條の七第三項及び第六項又は同条第四項及び第六項に規定する書

項及び第六項に規定する書類の写し」とする。

(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)

第二十二條の三十二 省 略

2 省 略

3 施行令第三十九條の四十六の二第三項第二号に規定する法人の国内に所在する事業所に勤務する雇用者として財務省令で定める者は、同号の連結法人に該当しない法人の国内に所在する事業所に勤務する使用人で当該法人の租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(令和四年政令第四百十八号。次項において「改正令」という。)第二條の規定による改正前の租税特別措置法施行令第二十七條の十二の五第三項第一号に規定する国内雇用者に該当する者とする。

4 施行令第三十九條の四十六の二第三項第二号に規定する個人の国内に所在する事業所に勤務する雇用者として財務省令で定める者は、当該連結親法人又はその連結子法人との間に法人税法第二條第十二号の五に規定する支配関係がある個人の国内に所在する事業所に勤務する使用人で当該個人の改正令第一條の規定による改正前の租税特別措置法施行令第五條の六の四第五項第一号に規定する国内雇用者に該当する者とする。

5 8 省 略

(法人税の額から控除される特別控除額の特例)

第二十二條の三十四 施行令第三十九條の四十八第五項に規定する財務省令で定める者は、同項の連結親法人又はその連結子法人の就業規則において同項に規定する継続雇用制度を導入している旨の記載があり、かつ、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(令和四年財務省令第二十三号)第二條の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第二十條の十の四各号に掲げる書類のいずれかにその者が当該継続雇用制度に基づき雇用されている者である旨の記載がある場合のその者とする。

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

第二十二條の三十七 施行令第三十九條の五十六第六項に規定する財務省令で定める書類は、沖縄県知事と同條第五項に規定する設備について同

類の写し」とする。

(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)

第二十二條の三十二 同 上

2 同 上

3 施行令第三十九條の四十六の二第三項第二号に規定する法人の国内に所在する事業所に勤務する雇用者として財務省令で定める者は、同号の連結法人に該当しない法人の国内に所在する事業所に勤務する使用人で当該法人の施行令第二十七條の十二の五第三項第一号に規定する国内雇用者に該当する者とする。

4 施行令第三十九條の四十六の二第三項第二号に規定する個人の国内に所在する事業所に勤務する雇用者として財務省令で定める者は、当該連結親法人又はその連結子法人との間に法人税法第二條第十二号の五に規定する支配関係がある個人の国内に所在する事業所に勤務する使用人で当該個人の施行令第五條の六の四第五項第一号に規定する国内雇用者に該当する者とする。

5 8 同 上

(法人税の額から控除される特別控除額の特例)

第二十二條の三十四 施行令第三十九條の四十八第五項に規定する財務省令で定める者は、同項の連結親法人又はその連結子法人の就業規則において同項に規定する継続雇用制度を導入している旨の記載があり、かつ、第二十條の十の四各号に掲げる書類のいずれかにその者が当該継続雇用制度に基づき雇用されている者である旨の記載がある場合のその者とする。

(特定地域における工業用機械等の特別償却)

第二十二條の三十七

項の確認をした旨を証する書類とする。

2| 施行令第三十九条の五十六第十三項に規定する財務省令で定める書類は、法第六十八条の二十七第三項に規定する産業振興機械等に係る同項の表の各号の下欄に掲げる設備が施行令第三十九条の五十六第八項に規定する産業投資促進計画に記載された事項に適合するものであることにつき、当該産業投資促進計画を定め、作成し、又は策定した市町村の長が確認した旨を証する書類とする。

(連結法人である沖繩の認定法人の課税の特例)

第二十二條の六十の二 施行令第三十九条の九十第一項に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する財務省令で定める期間の月数は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間の月数とする。

一 法第六十八条の六十三第一項の表の第一号の上欄に掲げる法人に該当する同項の連結親法人又はその連結子法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法人が認定時情報通信産業特別地区の区域(当該連結親法人又はその連結子法人が沖繩振興特別措置法第三十条第一項の認定を受けた時(以下この号において「認定時」という。))において同表の第一号の中欄に掲げる区域に該当していた区域をいう。以下この号及び第三号において同じ。)内において同表の第一号の下欄に掲げる事業(同号の上欄に掲げる法人に該当しない期間にあつては、当該認定時において沖繩振興特別措置法第三条第七号に規定する特定情報通信事業に該当していた事業。以下この号及び第三号において「対象特定情報通信事業」という。)を行つていた場合 当該被合併法人のうち当該認定時情報通信産業特別地区の区域内において当該対象特定情報通信事業を開始した日が最も早い法人が当該対象特定情報通信事業を行つていた期間の月数

二 法第六十八条の六十三第一項の表の第二号の上欄に掲げる法人に該当する同項の連結親法人又はその連結子法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法人が認定時国際物流拠点産業集積地域の区域(当該連結親法人又はその連結子法人が沖繩振興特別措置法第四十四条第一項の認定を受けた

施行令第三十九条の五十六第九項に規定する財務省令で定める書類は、法第六十八条の二十七第二項に規定する産業振興機械等に係る同項の表の各号の下欄に掲げる設備が施行令第三十九条の五十六第四項に規定する産業投資促進計画に記載された事項に適合するものであることにつき、当該産業投資促進計画を定め、作成し、又は策定した市町村の長が確認した旨を証する書類とする。

(連結法人である沖繩の認定法人の課税の特例)

第二十二條の六十の二 同上

一 法第六十八条の六十三第一項の表の各号の上欄に掲げる連結法人に該当する同項の連結親法人又はその連結子法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法人が当該各号の中欄に掲げる地区内において当該各号の下欄に掲げる事業を行つていた場合 当該被合併法人のうち当該地区内において当該事業を開始した日が最も早い法人が当該事業を行つていた期間の月数

二 法第六十八条の六十三第一項の表の各号の上欄に掲げる連結法人に該当する同項の連結親法人又はその連結子法人と実質的に同一であると認められる者が当該連結親法人又はその連結子法人の設立前に当該各号の中欄に掲げる地区内において当該各号の下欄に掲げる事業を行つていた場合(前号に掲げる場合を除く。) 当該実質的に同一であると認められる者が当該地区内において当該事業を行つていた期間の月数

時（以下この号において「認定時」という。）において同表の第二号の中欄に掲げる区域に該当していた区域をいう。以下この号及び第四号において同じ。）内において同表の第二号の下欄に掲げる事業（同号の上欄に掲げる法人に該当しない期間にあつては、当該認定時において沖縄振興特別措置法第三条第十二号に規定する特定国際物流拠点事業に該当していた事業。以下この号及び第四号において「対象特定国際物流拠点事業」という。）を行つていた場合、当該被合併法人のうち当該認定時国際物流拠点産業集積地域の区域内において当該対象特定国際物流拠点事業を開始した日が最も早い法人が当該対象特定国際物流拠点事業を行つていた期間の月数

三 法第六十八条の六十三第一項の表の第一号の上欄に掲げる法人に該当する同項の連結親法人又はその連結子法人と実質的に同一であると認められる者が当該連結親法人又はその連結子法人の設立前に認定時情報通信産業特別地区の区域内において対象特定情報通信事業を行つていた場合（第一号に掲げる場合を除く。）当該実質的に同一であると認められる者が当該認定時情報通信産業特別地区の区域内において当該対象特定情報通信事業を行つていた期間の月数

四 法第六十八条の六十三第一項の表の第二号の上欄に掲げる法人に該当する同項の連結親法人又はその連結子法人と実質的に同一であると認められる者が当該連結親法人又はその連結子法人の設立前に認定時国際物流拠点産業集積地域の区域内において対象特定国際物流拠点事業を行つていた場合（第二号に掲げる場合を除く。）当該実質的に同一であると認められる者が当該認定時国際物流拠点産業集積地域の区域内において当該対象特定国際物流拠点事業を行つていた期間の月数

2 施行令第三十九条の九十四第四項に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する財務省令で定める期間の月数は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間の月数とする。

一 法第六十八条の六十三第二項に規定する認定法人に該当する同項の連結親法人又はその連結子法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法人が認定時経済金融活性化特別地区の区域（当該連結親法人又はその連結子法人が

2 同上

一 法第六十八条の六十三第二項に規定する連結法人に該当する同項の連結親法人又はその連結子法人が合併により設立された法人であり、かつ、当該合併に係る各被合併法人のうちいずれかの法人が同項に規定する経済金融活性化特別地区として指定された地区（以下この項に

沖繩振興特別措置法第五十六条第一項の認定を受けた時（以下この号において「認定時」という。）において法第六十八条の六十三第二項に規定する経済金融活性化特別地区として指定された地区の区域に該当していた区域をいう。以下この項において同じ。）内において当該認定時において施行令第三十九条の九十四第四項に規定する特定経済金融活性化事業に該当していた事業（以下この項において「対象特定経済金融活性化事業」という。）を行っていた場合、当該被合併法人のうち当該認定時経済金融活性化特別地区の区域内において当該対象特定経済金融活性化事業を開始した日が最も早い法人が当該対象特定経済金融活性化事業を行っていた期間の月数

二 法第六十八条の六十三第二項に規定する認定法人に該当する同項の連結親法人又はその連結子法人と実質的に同一であると認められる者が当該連結親法人又はその連結子法人の設立前に認定時経済金融活性化特別地区の区域内において対象特定経済金融活性化事業を行っていた場合（前号に掲げる場合を除く。）当該実質的に同一であると認められる者が当該認定時経済金融活性化特別地区の区域内において当該対象特定経済金融活性化事業を行っていた期間の月数

### 3・4 省 略

（収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例）

## 第二十二條の六十四 省 略

### 2 省 略

3 法第六十八条の七十第四項（法第六十八条の七十一第十四項（法第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の七十二第三項若しくは第四項において準用する場合を含む。）並びに施行令第三十九条の九十九第二十二項及び第三十九条の百第八項に規定する財務省令で定める書類は、第二十二條の二第四項各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

4 法第六十八条の七十第十項（法第六十八条の七十一第十六項（法第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十八条の七十第八項、第六十八条の七十一第九項又は第六十

において「経済金融活性化特別地区」という。）内において施行令第三十九条の九十四第四項に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業（以下この項において「特定経済金融活性化事業」という。）を行っていた場合、当該被合併法人のうち当該経済金融活性化特別地区内において当該特定経済金融活性化事業を開始した日が最も早い法人が当該特定経済金融活性化事業を行っていた期間の月数

二 法第六十八条の六十三第二項に規定する連結法人に該当する同項の連結親法人又はその連結子法人と実質的に同一であると認められる者が当該連結親法人又はその連結子法人の設立前に経済金融活性化特別地区内において特定経済金融活性化事業を行っていた場合（前号に掲げる場合を除く。）当該実質的に同一であると認められる者が当該経済金融活性化特別地区内において当該特定経済金融活性化事業を行っていた期間の月数

### 3・4 同 上

（収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例）

## 第二十二條の六十四 同 上

### 2 同 上

3 法第六十八条の七十第三項（法第六十八条の七十一第十四項（法第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の七十二第三項若しくは第四項において準用する場合を含む。）並びに施行令第三十九条の九十九第十八項及び第三十九条の百第七項に規定する財務省令で定める書類は、第二十二條の二第四項各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

4 法第六十八条の七十第九項（法第六十八条の七十一第十六項（法第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）又は第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十八条の七十第七項、第六十八条の七十一第九項又は第六十



八条の七十二第三項に規定する連結親法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 法第六十八條の七十第八項（法第六十八條の七十一第九項（法第六十八條の七十二第三項において準用する場合を含む。）又は第六十八條の七十二第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人の名称（連結子法人にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を含む。）

三 法第六十八條の七十第八項又は第六十八條の七十一第九項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人の名称及び納税地（これらの法人が連結子法人である場合には、その本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

四 法第六十八條の七十第八項又は第六十八條の七十一第九項に規定する適格分割等の年月日

五 省 略

六 法第六十八條の七十第八項、第六十八條の七十一第九項又は第六十八條の七十二第一項に規定する補償金、対価又は清算金の額

七 省 略

八 法第六十八條の七十第八項（法第六十八條の七十一第九項（法第六十八條の七十二第三項において準用する場合を含む。）又は第六十八條の七十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により損金の額に算入される法第六十八條の七十第八項に規定する帳簿価額を減額した金額及びその金額の計算に関する明細

九 省 略

5 法第六十八條の七十一第一項に規定するやむを得ない事情があるため、同項に規定する収用等（法第六十八條の七十二第三項において準用する場合にあつては、同条第一項に規定する換地処分等）のあつた日以後二年を経過した日から法第六十八條の七十一第一項に規定する政令で定める日までの期間内に代替資産の取得（同項に規定する取得をいう。第七項から第十項までにおいて同じ。）をする見込みであり、かつ、当該代替資産につき同条第一項（法第六十八條の七十二第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする場合における法第六十八條の七十一第十四項（法第六十八條の七十二第三項において準用す

八条の七十二第三項に規定する連結親法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二 法第六十八條の七十第七項（法第六十八條の七十一第九項（法第六十八條の七十二第三項において準用する場合を含む。）又は第六十八條の七十二第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人の名称（連結子法人にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を含む。）

三 法第六十八條の七十第七項又は第六十八條の七十一第九項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人の名称及び納税地（これらの法人が連結子法人である場合には、その本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

四 法第六十八條の七十第七項又は第六十八條の七十一第九項に規定する適格分割等の年月日

五 同 上

六 法第六十八條の七十第七項、第六十八條の七十一第九項又は第六十八條の七十二第一項に規定する補償金、対価又は清算金の額

七 同 上

八 法第六十八條の七十第七項（法第六十八條の七十一第九項（法第六十八條の七十二第三項において準用する場合を含む。）又は第六十八條の七十二第三項において準用する場合を含む。）の規定により損金の額に算入される法第六十八條の七十第七項に規定する帳簿価額を減額した金額及びその金額の計算に関する明細

九 同 上

5 法第六十八條の七十一第一項に規定するやむを得ない事情があるため、同項に規定する収用等（法第六十八條の七十二第三項において準用する場合にあつては、同条第一項に規定する換地処分等）のあつた日以後二年を経過した日から法第六十八條の七十一第一項に規定する政令で定める日までの期間内に代替資産の取得（同項に規定する取得をいう。第七項から第十項までにおいて同じ。）をする見込みであり、かつ、当該代替資産につき同条第一項（法第六十八條の七十二第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする場合における法第六十八條の七十一第十四項（法第六十八條の七十二第三項において準用す

る場合を含む。)において準用する法第六十八条の七十第四項に規定する明細書の添付には、そのやむを得ない事情の詳細、当該代替資産の取得予定年月日及びその取得価額の見積額その他の明細を記載した書類の添付を含むものとする。

6 施行令第三十九条の九十九第九項第一号イ又はロの所轄税務署長の承認を受けようとする連結親法人は、これらの規定に規定する収用等があつた日後四年を経過する日から二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書にこれらの規定に規定する事業の施行者の当該連結親法人又は連結子法人がこれらの規定に掲げる資産を同号に規定する代替資産として同号イに規定する取得をすること又は同号ロに規定する敷地の用に供することができるとなると認められる年月の記載がされた書類を添付して、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一〇八 省 略

7 施行令第三十九条の九十九第九項第二号の所轄税務署長の承認を受けようとする連結親法人は、同号に規定する収用等があつた日後四年を経過する日から二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一〇九 省 略

二 当該四年を経過する日までに施行令第三十九条の九十九第九項第二号に規定する増殖施設の取得をすることができないこととなつた事情の詳細

一一〇 省 略

四 施行令第三十九条の九十九第九項第二号に規定する生態影響調査の実施の状況及び当該調査の完了予定年月日

一一一 省 略

10 法第六十八条の七十一第十八項（法第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）の所轄税務署長の承認を受けようとする連結親法人は、法第六十八条の七十一第十八項に規定する指定期間の末日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一一二 省 略

六 代替資産の取得予定年月日及び施行令第三十九条の九十九第十七項の認定を受けようとする日

る場合を含む。)において準用する法第六十八条の七十第三項に規定する明細書の添付には、そのやむを得ない事情の詳細、当該代替資産の取得予定年月日及びその取得価額の見積額その他の明細を記載した書類の添付を含むものとする。

6 施行令第三十九条の九十九第五項第一号イ又はロの所轄税務署長の承認を受けようとする連結親法人は、これらの規定に規定する収用等があつた日後四年を経過する日から二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書にこれらの規定に規定する事業の施行者の当該連結親法人又は連結子法人がこれらの規定に掲げる資産を同号に規定する代替資産として同号イに規定する取得をすること又は同号ロに規定する敷地の用に供することができるとなると認められる年月の記載がされた書類を添付して、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一一三 同 上

7 施行令第三十九条の九十九第五項第二号の所轄税務署長の承認を受けようとする連結親法人は、同号に規定する収用等があつた日後四年を経過する日から二月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一一四 同 上

二 当該四年を経過する日までに施行令第三十九条の九十九第五項第二号に規定する増殖施設の取得をすることができないこととなつた事情の詳細

一一五 同 上

四 施行令第三十九条の九十九第五項第二号に規定する生態影響調査の実施の状況及び当該調査の完了予定年月日

一一六 同 上

10 同上

一一七 同 上

六 代替資産の取得予定年月日及び施行令第三十九条の九十九第十三項の認定を受けようとする日

七 省 略

11 前項に規定する連結親法人が同項の所轄税務署長の承認を受けた場合には、施行令第三十九条の九十九第十七項に規定する所轄税務署長が認定した日は当該承認において税務署長が認定した日とする。

12 省 略

(農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除)

第二十二条の六十八 法第六十八条の七十六第二項に規定する財務省令で定める書類は、第二十二条の六第二項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

(特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例)

第二十二条の七十 法第六十八条の八十一第三項において準用する法第六十八条の七十八第五項及び施行令第三十九条の百七第六項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 省 略

二 法第六十八条の八十一第一項第二号の場合 同号に規定する交換分

合により譲渡をした同号に規定する土地等及び取得をした当該土地等の登記事項証明書並びに当該交換分合に係る交換分合計画の写し(農住組合法第十一条において準用する土地改良法第九十九条第十二項の規定による公告をした者の当該交換分合計画の写しである旨の記載のあるものに限る。)並びに当該土地等が施行令第三十九条の百七第二項に規定する区域内にあることを明らかにする書類

2 省 略

(連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)

七 同 上

11 前項に規定する連結親法人が同項の所轄税務署長の承認を受けた場合には、施行令第三十九条の九十九第十三項に規定する所轄税務署長が認定した日は当該承認において税務署長が認定した日とする。

12 同 上

(農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除)

第二十二条の六十八 法第六十八条の七十六第二項に規定する財務省令で定める書類は、第二十二条の六第四項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

(特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例)

第二十二条の七十 同 上

一 同 上

二 法第六十八条の八十一第一項第二号の場合 同号に規定する交換分合により譲渡をした同号に規定する土地等及び取得をした当該土地等の登記事項証明書並びに当該交換分合に係る交換分合計画の写し(集落地域整備法第十一条第二項の規定による認可をした者の当該交換分合計画の写しである旨の記載があるものに限る。)

三 法第六十八条の八十一第一項第三号の場合 同号に規定する交換分合により譲渡をした同号に規定する土地等及び取得をした当該土地等の登記事項証明書並びに当該交換分合に係る交換分合計画の写し(農住組合法第十一条において準用する土地改良法第九十九条第十二項の規定による公告をした者の当該交換分合計画の写しである旨の記載のあるものに限る。)並びに当該土地等が施行令第三十九条の百七第二項に規定する区域内にあることを明らかにする書類

2 同 上

(連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)

第二十二條の七十六 施行令第三十九條の百十四の二第一項第一号に規定

する外国関係会社の経営管理を行う法人として財務省令で定めるものは、保険会社等（保険業を主たる事業とする内国法人又は保険業法第二條第十六項に規定する保険持株会社に該当する内国法人をいう。以下第五項までにおいて同じ。）にその発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）を除く。）の総数又は総額（以下この条において「発行済株式等」という。）の全部を直接又は間接に保有されている内国法人（保険会社等を除く。以下この項及び第五項において「判定対象内国法人」という。）（連結法人に限る。）で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

一 当該判定対象内国法人が専ら保険外国関係会社等（外国関係会社（法第六十八條の九十第二項第一号に規定する外国関係会社をいう。以下この条において同じ。）で次に掲げる要件の全てに該当するものをいう。次号及び第五項において同じ。）の経営管理及びこれに附帯する業務を行っていること。

イ その主たる事業が保険業又はこれに関連する事業であること。  
ロ 判定対象内国法人等（当該保険会社等並びに当該判定対象内国法人（連結法人に限る。）及び当該保険会社等に係る他の判定対象内国法人をいう。）によつてその発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有されていること。

ハ 当該判定対象内国法人（連結法人に限る。）によつてその発行済株式又は出資を直接又は間接に保有されていること。

二 当該保険会社等に係る他の判定対象内国法人（当該保険外国関係会社等の発行済株式又は出資を直接又は間接に保有するものに限る。第五項において同じ。）がある場合には、当該他の判定対象内国法人が専ら当該保険外国関係会社等の経営管理及びこれに附帯する業務を行っていること。

2 前項において発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されているかどうかの判定は、同項の保険会社等の内国法人に係る直接保有株式等有割合（当該保険会社等の有する当該内国法人の株式等の数又は金額が当該内国法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。）と当該保険会社等の当該内国法人に係る間接保有株式等有割合とを合計した割合により行うものとする。

第二十二條の七十六

3

前項に規定する間接保有株式等保有割合とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める割合の合計割合）をいう。

一 内国法人の法人税法第二条第十四号に規定する株主等である他の内国法人（以下この項において「株主内国法人」という。）の発行済株式等の全部が保険会社等によつて保有されている場合、当該株主内国法人の有する当該内国法人の株式等の数又は金額がその発行済株式等のうちに占める割合（当該株主内国法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主内国法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

二 内国法人に係る株主内国法人（前号に掲げる場合に該当する同号の株主内国法人を除く。）と保険会社等との間にこれらの者と株式等の保有を通じて連鎖関係にある一又は二以上の内国法人（以下この号において「出資関連内国法人」という。）が介在している場合（出資関連内国法人及び当該株主内国法人がそれぞれその発行済株式等の全部を保険会社等又は出資関連内国法人（その発行済株式等の全部が保険会社等又は他の出資関連内国法人によつて保有されているものに限る。）によつて保有されている場合に限る。） 当該株主内国法人の有する当該内国法人の株式等の数又は金額がその発行済株式等のうちに占める割合（当該株主内国法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主内国法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

4

前二項の規定は、第一項第一号口の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有されているかどうかの判定について準用する。この場合において、第二項中「同項の保険会社等」とあるのは「判定対象内国法人等（同項第一号口に規定する判定対象内国法人等をいう。以下この項及び次項において同じ。）」と、「内国法人」とあるのは「外国関係会社」と、「当該保険会社等」とあるのは「当該判定対象内国法人等」と、前項第一号中「内国法人の法人税法」とあるのは「外国関係会社の法人税法」と、「他の内国法人」とあるのは「外国法人」と、「株主内国法人」とあるのは「株主外国法人」と、「全部」とあるのは「百分の五十を超える数又は金額の株式等」と、「保険会社等」とあるのは「判定対象内国法人等」と、「当該内国法人」とあるのは「当該外国関係会社」と、同項第二号中「内国法人に係る」とあるのは「外国関係会社に係る」と、「株主内国法人」とあるのは「株

主外国法人」と、「保険会社等」とあるのは「判定対象内国法人等」と、「の内国法人」とあるのは「の外国法人」と、「出資関連内国法人」とあるのは「出資関連外国法人」と、「全部」とあるのは「百分の五十を超える数又は金額の株式等」と、「当該内国法人」とあるのは「当該外国関係会社」と読み替えるものとする。

5| 施行令第三十九条の百十四の二第一項第一号に規定する外国関係会社の経営管理を行う他の法人として財務省令で定めるものは、保険会社等に係る他の判定対象内国法人で、専ら保険外国関係会社等の経営管理及びこれに附帯する業務を行つているものとする。

6| 施行令第三十九条の百十四の二第一項第一号に規定する財務省令で定める者は、保険業法第二百十九条第一項に規定する特定法人の規約により保険契約者と保険契約の内容を確定するための協議を行うことが認められている者のうち、同号に規定する特定保険外国子会社等が行う保険の引受けについて保険契約の内容を確定するための協議を行う者とする。

7| 省 略

8| 施行令第三十九条の百十四の二第六項第一号に規定する財務省令で定める収入金額は、外国関係会社の行う主たる事業に係る業務の通常の過程において生ずる預金又は貯金の利子の額とする。

9| 省 略

10| 施行令第三十九条の百十四の二第八項に規定する財務省令で定める外国関係会社は、被管理支配会社（特定子会社（同項に規定する特定子会社をいう。以下この項において同じ。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、同条第八項各号に掲げる要件の全てに該当するものをいう。以下この項において同じ。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

一 その事業の管理、支配及び運営が管理支配会社（法第六十八条の九第十二項第二号イ(4)に規定する管理支配会社をいう。以下この項及び第十四項第一号において同じ。）によつて行われていること。

施行令第三十九条の百十四の二第一項第一号に規定する財務省令で定める者は、保険業法第二百十九条第一項に規定する特定法人の規約により保険契約者と保険契約の内容を確定するための協議を行うことが認められている者のうち、同号に規定する特定保険外国子会社等が行う保険の引受けについて保険契約の内容を確定するための協議を行う者とする。

2| 同 上

3| 施行令第三十九条の百十四の二第六項第一号に規定する財務省令で定める収入金額は、外国関係会社（法第六十八条の九第十二項第一号に規定する外国関係会社をいう。以下この条において同じ。）の行う主たる事業に係る業務の通常の過程において生ずる預金又は貯金の利子の額とする。

4| 同 上

5| 施行令第三十九条の百十四の二第八項に規定する財務省令で定める外国関係会社は、被管理支配会社（特定子会社（同項に規定する特定子会社をいう。以下この項において同じ。）の株式又は出資（以下この条において「株式等」という。）の保有を主たる事業とする外国関係会社で、施行令第三十九条の百十四の二第八項各号に掲げる要件の全てに該当するものをいう。以下この項において同じ。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

一 その事業の管理、支配及び運営が管理支配会社（法第六十八条の九第十二項第二号イ(4)に規定する管理支配会社をいう。以下この項及び第九項第一号において同じ。）によつて行われていること。

二 省 略

三 その事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てが、その本店所在地国において、管理支配会社の役員（法人税法第二十条第十五号に規定する役員をいう。第二十項第三号において同じ。）又は使用人によつて行われていること。

四 七 省 略

11| 省 略

12| 省 略

13| 省 略

14| 施行令第三十九条の百十四の二第九項第一号に規定する財務省令で定める外国関係会社は、被管理支配会社（特定不動産（同号に規定する特定不動産をいう。以下この項及び第十七項第一号において同じ。）の保有を主たる事業とする外国関係会社で、同条第九項第一号から二までに掲げる要件の全てに該当するものをいう。以下この項において同じ。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

一 省 略

二 第十項第一号及び第三号から第五号までに掲げる要件の全てに該当すること。

三・四 省 略

15| 省 略

16| 省 略

17| 省 略

18| 省 略

19| 省 略

20| 施行令第三十九条の百十四の二第九項第三号に規定する財務省令で定める外国関係会社は、その関連者以外の者からの資源開発等プロジェクト（同号イ(1)(ii)に規定する資源開発等プロジェクトをいう。以下この項

、第二十二項及び第二十三項第三号において同じ。）の遂行のための資金の調達及び被管理支配会社（同条第九項第三号イ(1)から(3)までに掲げる事業のいずれかを主たる事業とする外国関係会社で、同号ロからチまでに掲げる要件の全てに該当するものをいう。以下この項において同じ。）に係る特定子会社（同号イ(1)に規定する特定子会社をいう。以下こ

二 同 上

三 その事業を的確に遂行するために通常必要と認められる業務の全てが、その本店所在地国において、管理支配会社の役員（法人税法第二十条第十五号に規定する役員をいう。第十五項第三号において同じ。）又は使用人によつて行われていること。

四 七 同 上

6| 同 上

7| 同 上

8| 同 上

9| 施行令第三十九条の百十四の二第九項第一号に規定する財務省令で定める外国関係会社は、被管理支配会社（特定不動産（同号に規定する特定不動産をいう。以下この項及び第十二項第一号において同じ。）の保有を主たる事業とする外国関係会社で、同条第九項第一号から二までに掲げる要件の全てに該当するものをいう。以下この項において同じ。）の株式等の保有を主たる事業とする外国関係会社で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

一 同 上

二 第五項第一号及び第三号から第五号までに掲げる要件の全てに該当すること。

三・四 同 上

10| 同 上

11| 同 上

12| 同 上

13| 同 上

14| 同 上

15| 施行令第三十九条の百十四の二第九項第三号に規定する財務省令で定める外国関係会社は、その関連者以外の者からの資源開発等プロジェクト（同号イ(1)(ii)に規定する資源開発等プロジェクトをいう。以下この項

、第十七項及び第十八項第三号において同じ。）の遂行のための資金の調達及び被管理支配会社（同条第九項第三号イ(1)から(3)までに掲げる事業のいずれかを主たる事業とする外国関係会社で、同号ロからチまでに掲げる要件の全てに該当するものをいう。以下この項において同じ。）に係る特定子会社（同号イ(1)に規定する特定子会社をいう。以下この項

の項において同じ。) に対して行う当該資金の提供を主たる事業とする外国関係会社で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

一 四 省 略

五 第十項第五号に掲げる要件に該当すること。

六 当該事業年度の収入金額の合計額のうちに占める次に掲げる金額の合計額の割合が百分の九十五を超えていること。

イ 八 省 略

ニ 特定不動産(施行令第三十九条の百十四の二第九項第三号イ(3)に規定する特定不動産をいう。以下この項及び第二十三項第二号において同じ。)の譲渡に係る対価の額

ホ・ヘ 省 略

七 省 略

21| 省 略

22| 省 略

23| 省 略

24| 省 略

25| 第七項の規定は、施行令第三十九条の百十五第一項第四号に規定する財務省令で定める配当等の額について準用する。

26| 省 略

27| 省 略

28| 省 略

29| 省 略

30| 第七項の規定は、施行令第三十九条の百十七の二第六項に規定する財務省令で定める剰余金の配当等の額について準用する。

31| 省 略

32| 省 略

法第六十八条の九十第六項第五号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、部分対象外国関係会社(同条第二項第六号に規定する部分対象外国関係会社をいい、同項第七号に規定する外国金融子会社等に該当するものを除く。次項から第四十項までにおいて同じ。)の行うデリバティブ取引(法人税法第六十一条の五第一項において同じ)デリバティブ取引をいう。次項、第三十七項及び第三十八項並びに次条において同じ。)に係る利益の額又は損失の額につき法人税法第六十一条の五の規定その他法人税に関する法令の規定(同法第六十一条の六の規

において同じ。) に対して行う当該資金の提供を主たる事業とする外国関係会社で、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

一 四 同 上

五 第五項第五号に掲げる要件に該当すること。

六 同 上

イ 八 同 上

ニ 特定不動産(施行令第三十九条の百十四の二第九項第三号イ(3)に規定する特定不動産をいう。以下この項及び第十八項第二号において同じ。)の譲渡に係る対価の額

ホ・ヘ 同 上

七 同 上

16| 同 上

17| 同 上

18| 同 上

19| 同 上

20| 第二項の規定は、施行令第三十九条の百十五第一項第四号に規定する財務省令で定める配当等の額について準用する。

21| 同 上

22| 同 上

23| 同 上

24| 同 上

25| 第二項の規定は、施行令第三十九条の百十七の二第六項に規定する財務省令で定める剰余金の配当等の額について準用する。

26| 同 上

27| 同 上

法第六十八条の九十第六項第五号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、部分対象外国関係会社(同条第二項第六号に規定する部分対象外国関係会社をいい、同項第七号に規定する外国金融子会社等に該当するものを除く。次項から第三十五項までにおいて同じ。)の行うデリバティブ取引(法人税法第六十一条の五第一項において同じ)デリバティブ取引をいう。次項、第三十二項、第三十三項及び次条において同じ。)に係る利益の額又は損失の額につき法人税法第六十一条の五の規定その他法人税に関する法令の規定(同法第六十一条の六の規



定を除く。)の例に準じて計算した場合に算出される金額とする。

33] 法第六十八条の九十第六項第五号に規定する法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引として財務省令で定めるデリバティブ取引は、次に掲げるデリバティブ取引等(同条第四項第一号に掲げる取引をいい、同法第六十一条の八第二項に規定する先物外国為替契約等に相当する契約に基づくデリバティブ取引及び同法第六十一条の五第一項に規定するその他財務省令で定める取引に相当する取引を除く。以下第三十五項までにおいて同じ。)とする。

一 ヘッジ対象資産等損失額(法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失の額に相当する金額をいう。以下第三十五項までにおいて同じ。)を減少させるために部分対象外国関係会社(デリバティブ取引等を行つた場合(当該デリバティブ取引等を行つた日において、同条第一項第一号に規定する資産若しくは負債の取得若しくは発生又は当該デリバティブ取引等に係る契約の締結等に関する帳簿書類(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合の当該電磁的記録を含む。次号において同じ。)に当該デリバティブ取引等につき次に掲げる事項が記載されている場合に限る。))において、当該デリバティブ取引等がヘッジ対象資産等損失額を減少させる効果についてあらかじめ定めた評価方法に従つて定期的に確認が行われているときの当該デリバティブ取引等(次号に掲げるデリバティブ取引等を除く。))とする。

イ 二 省 略

二 その有する売買目的外有価証券相当有価証券(法人税法第六十一条の三第一項第二号に規定する売買目的外有価証券に相当する有価証券(同法第二条第二十一号に規定する有価証券をいう。第四十項第四号において同じ。))をいう。以下この号において同じ。)の価額の変動(同法第六十一条の九第一項第一号に規定する期末時換算法に相当する方法により機能通貨換算額への換算をする売買目的外有価証券相当有価証券の価額の外国為替の売買相場の変動に基因する変動を除く。)により生ずるおそれのある損失の額(以下この号において「ヘッジ対象有価証券損失額」という。)を減少させるために部分対象外国関係会社がデリバティブ取引等を行つた場合(当該デリバティブ取引等を行つた日において、当該売買目的外有価証券相当有価証券の取

を除く。)の例に準じて計算した場合に算出される金額とする。

28] 法第六十八条の九十第六項第五号に規定する法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引として財務省令で定めるデリバティブ取引は、次に掲げるデリバティブ取引等(同条第四項第一号に掲げる取引をいい、同法第六十一条の八第二項に規定する先物外国為替契約等に相当する契約に基づくデリバティブ取引及び同法第六十一条の五第一項に規定するその他財務省令で定める取引に相当する取引を除く。以下第三十項までにおいて同じ。)とする。

一 ヘッジ対象資産等損失額(法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失の額に相当する金額をいう。以下第三十項までにおいて同じ。)を減少させるために部分対象外国関係会社(デリバティブ取引等を行つた場合(当該デリバティブ取引等を行つた日において、同条第一項第一号に規定する資産若しくは負債の取得若しくは発生又は当該デリバティブ取引等に係る契約の締結等に関する帳簿書類(その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合の当該電磁的記録を含む。次号において同じ。)に当該デリバティブ取引等につき次に掲げる事項が記載されている場合に限る。))において、当該デリバティブ取引等がヘッジ対象資産等損失額を減少させる効果についてあらかじめ定めた評価方法に従つて定期的に確認が行われているときの当該デリバティブ取引等(次号に掲げるデリバティブ取引等を除く。))とする。

イ 二 同 上

二 その有する売買目的外有価証券相当有価証券(法人税法第六十一条の三第一項第二号に規定する売買目的外有価証券に相当する有価証券(同法第二条第二十一号に規定する有価証券をいう。第三十五項第四号において同じ。))をいう。以下この号において同じ。)の価額の変動(同法第六十一条の九第一項第一号に規定する期末時換算法に相当する方法により機能通貨換算額への換算をする売買目的外有価証券相当有価証券の価額の外国為替の売買相場の変動に基因する変動を除く。)により生ずるおそれのある損失の額(以下この号において「ヘッジ対象有価証券損失額」という。)を減少させるために部分対象外国関係会社がデリバティブ取引等を行つた場合(当該デリバティブ取引等を行つた日において、当該売買目的外有価証券相当有価証券の取

得又は当該デリバティブ取引等に係る契約の締結等に関する帳簿書類に当該デリバティブ取引等につき次に掲げる事項が記載されている場合に限る。)において、当該デリバティブ取引等がヘッジ対象有価証券損失額を減少させる効果についてあらかじめ定めた評価方法に従って定期的に確認が行われているときの当該デリバティブ取引等

イニ 省 略

省 略  
省 略  
省 略

34| 35| 36| 37| 38|

第三十三項から第三十五項までの規定は、前項の短期売買商品等の価額の変動に伴って生ずるおそれのある損失を減少させるために行ったデリバティブ取引について準用する。この場合において、第三十三項第一号中「ヘッジ対象資産等損失額（法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失）」とあるのは「短期売買商品等損失額（短期売買商品等（法人税法第六十一条第一項に規定する短期売買商品等に相当する資産をいう。以下第三十五項までにおいて同じ。）の価額の変動に伴って生ずるおそれのある損失）」と、「同条第一項第一号に規定する資産若しくは負債の取得若しくは発生」とあるのは「短期売買商品等の取得」と、「ヘッジ対象資産等損失額を減少させる効果」とあるのは「短期売買商品等損失額を減少させる効果」と、同号イ中「ヘッジ対象資産等損失額」とあるのは「短期売買商品等損失額」と、同号ロ中「ヘッジ対象資産等損失額」とあるのは「短期売買商品等損失額」と、「法人税法第六十一条の六第一項第一号に規定する資産又は負債及び同項第二号に規定する金銭に相当するもの」とあるのは「短期売買商品等」と、同号ハ中「ヘッジ対象資産等損失額」とあるのは「短期売買商品等損失額」と、第三十四項中「ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために行った」とあるのは「短期売買商品等損失額を減少させるために行った」と、「前項」とあるのは「第三十八項において準用する前項」と、同項第一号中「ヘッジ対象資産等損失額」とあるのは「短期売買商品等損失額」と、「法人税法第六十一条の六第一項第一号に規定する資産又は負債及び同項第二号に規定する金銭に相当するもの」とあるのは「短期売買商品等」と、同項第二号及び第四号中「ヘッジ対象資産等損失額」とあるのは「短期

取得又は当該デリバティブ取引等に係る契約の締結等に関する帳簿書類に当該デリバティブ取引等につき次に掲げる事項が記載されている場合に限る。)において、当該デリバティブ取引等がヘッジ対象有価証券損失額を減少させる効果についてあらかじめ定めた評価方法に従って定期的に確認が行われているときの当該デリバティブ取引等

イニ 同 上

同 上  
同 上  
同 上

29| 30| 31| 32| 33|

第二十八項から第三十項までの規定は、前項の短期売買商品等の価額の変動に伴って生ずるおそれのある損失を減少させるために行ったデリバティブ取引について準用する。この場合において、第二十八項第一号中「ヘッジ対象資産等損失額（法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失）」とあるのは「短期売買商品等損失額（短期売買商品等（法人税法第六十一条第一項に規定する短期売買商品等に相当する資産をいう。以下第三十項までにおいて同じ。）の価額の変動に伴って生ずるおそれのある損失）」と、「同条第一項第一号に規定する資産若しくは負債の取得若しくは発生」とあるのは「短期売買商品等の取得」と、「ヘッジ対象資産等損失額を減少させる効果」とあるのは「短期売買商品等損失額を減少させる効果」と、同号イ中「ヘッジ対象資産等損失額」とあるのは「短期売買商品等損失額」と、同号ロ中「ヘッジ対象資産等損失額」とあるのは「短期売買商品等損失額」と、「法人税法第六十一条の六第一項第一号に規定する資産又は負債及び同項第二号に規定する金銭に相当するもの」とあるのは「短期売買商品等」と、同号ハ中「ヘッジ対象資産等損失額」とあるのは「短期売買商品等損失額」と、第二十九項中「ヘッジ対象資産等損失額を減少させるために行った」とあるのは「短期売買商品等損失額を減少させるために行った」と、「前項」とあるのは「第三十三項において準用する前項」と、同項第一号中「ヘッジ対象資産等損失額」とあるのは「短期売買商品等損失額」と、「法人税法第六十一条の六第一項第一号に規定する資産又は負債及び同項第二号に規定する金銭に相当するもの」とあるのは「短期売買商品等」と、同項第二号及び第四号中「ヘッジ対象資産等損失額」とあるのは「短期売買

「売買商品等損失額」と、第三十五項中「前項」とあるのは「第三十八項において準用する前項」と、「ヘッジ対象資産等損失額」とあるのは「短期売買商品等損失額」と読み替えるものとする。

39| 省 略

40| 第三十三項、前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 五 省 略

41| 第三十三項から第三十五項までの規定は、法第六十八条の第九十六項第七号及び施行令第三十九条の百十七の二第十六項に規定する財務省令で定める取引について準用する。この場合において、第三十三項中「同条第四項第一号」とあるのは、「同条第四項第二号及び第三号」と読み替えるものとする。

42| 第三十二項の規定は、法第六十八条の第九十六項第十一号ホに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

43| 第三十九項及び第四十項の規定は、法第六十八条の第九十六項第十一号へに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

44| 施行令第三十九条の百十七の三第七項に規定する剰余金その他の財務省令で定めるものの額は、部分対象外国関係会社（法第六十八条の第九十八項各号列記以外の部分に規定する部分対象外国関係会社をいう。次項において同じ。）の第一号から第三号までに掲げる金額の合計額（法第六十八条の第九十二項第七号に規定する外国金融機関に準ずるものとして政令で定める部分対象外国関係会社（第四号において「外国金融持株会社等」という。）に該当するものにあつては、次に掲げる金額の合計額）とする。

一 三 省 略

四 当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている当該外国金融持株会社等に係る施行令第三十九条の十七第三項第一号イに規定する特定外国金融機関の株式等及び他の外国金融持株会社等（その発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を有するものに限る。）の株式等の帳簿価額

45| 省 略

「商品等損失額」と、第三十項中「前項」とあるのは「第三十三項において準用する前項」と、「ヘッジ対象資産等損失額」とあるのは「短期売買商品等損失額」と読み替えるものとする。

34| 同 上

35| 第二十八項、前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 五 同 上

36| 第二十八項から第三十項までの規定は、法第六十八条の第九十六項第七号及び施行令第三十九条の百十七の二第十六項に規定する財務省令で定める取引について準用する。この場合において、第二十八項中「同条第四項第一号」とあるのは、「同条第四項第二号及び第三号」と読み替えるものとする。

37| 第二十七項の規定は、法第六十八条の第九十六項第十一号ホに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

38| 第三十四項及び第三十五項の規定は、法第六十八条の第九十六項第十一号へに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

39| 同 上

一 三 同 上

四 当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている当該外国金融持株会社等に係る施行令第三十九条の十七第三項第一号イに規定する特定外国金融機関の株式等及び他の外国金融持株会社等（その発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式等を有するものに限る。）の株式等の帳簿価額

40| 同 上

47| 第三十三項第一号、第三十四項第一号及び前項に規定する電磁的記録とは、電子的方式、磁气的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)

第二十二條の七十六の二 前条第七項の規定は施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令第三十九条の百十四の二第五項に規定する財務省令で定める剰余金の配当等の額について、前条第八項の規定は施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令第三十九条の百十四の二第六項第一号に規定する財務省令で定める収入金額について、前条第九項の規定は施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令第三十九条の百十四の二第六項第二号に規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、前条第十項及び第十一項の規定は施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令第三十九条の百十四の二第八項に規定する財務省令で定める外国関係会社について、前条第十二項の規定は施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令第三十九条の百十四の二第八項第六号ハに規定する財務省令で定める収入金額について、前条第十三項の規定は施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令第三十九条の百十四の二第八項第七号に規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、前条第十四項及び第十五項の規定は施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令第三十九条の百十四の二第九項第一号に規定する財務省令で定める外国関係会社について、前条第十六項の規定は施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する同号ハ(3)に規定する財務省令で定める収入金額について、前条第十七項の規定は施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する同号ニに規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、前条第十八項の規定は施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令第三十九条の百十四の二第九項第二号ロ(3)に規定する財務省令で定める収入金額について、前条第十九項の規定は施行令第三十九条の百二十の三第一項にお

42| 第二十八項第一号、第二十九項第一号及び前項に規定する電磁的記録とは、電子的方式、磁气的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)

第二十二條の七十六の二 前条第二項の規定は施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令第三十九条の百十四の二第五項に規定する財務省令で定める剰余金の配当等の額について、前条第三項の規定は施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令第三十九条の百十四の二第六項第一号に規定する財務省令で定める収入金額について、前条第四項の規定は施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令第三十九条の百十四の二第六項第二号に規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、前条第五項及び第六項の規定は施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令第三十九条の百十四の二第八項に規定する財務省令で定める外国関係会社について、前条第七項の規定は施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令第三十九条の百十四の二第八項第六号ハに規定する財務省令で定める収入金額について、前条第八項の規定は施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令第三十九条の百十四の二第八項第七号に規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、前条第九項及び第十項の規定は施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令第三十九条の百十四の二第九項第一号に規定する財務省令で定める収入金額について、前条第十二項の規定は施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する同号ハ(3)に規定する財務省令で定める収入金額について、前条第十三項の規定は施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する同号ニに規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、前条第十三項の規定は施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令第三十九条の百十四の二第九項第二号ロ(3)に規定する財務省令で定める収入金額について、前条第十四項の規定は施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用す

いて準用する同号ハに規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、前条第二十項及び第二十一項の規定は施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令第三十九条の百二十四の二第九項第三号に規定する財務省令で定める外国関係会社について、前条第二十二項の規定は施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する同号ト(6)に規定する財務省令で定める収入金額について、前条第二十三項の規定は施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する同号チに規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、それぞれ準用する。この場合において、前条第九項第一号イ中「外国子会社」とあるのは「外国子法人」と、「施行令第三十九条の百十四の二第六項」とあるのは「法第六十八条の九十三の二第二項第三号イ(3)」と、「法第六十八条の九十三の二第二項第一号ロ」とあるのは「同号イ(3)」と、同項第二号中「外国子会社」とあるのは「外国子法人」と、同条第十項中「被管理支配会社(特定子会社(同項に規定する特定子会社)とあるのは「被管理支配法人(特定子法人(法第六十八条の九十三の二第二項第三号イ(4)に規定する特定子法人)と、「同条第八項各号」とあるのは「施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令第三十九条の百十四の二第八項各号」と、同項第一号中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、「第六十八条の九十三の二第二項第三号イ(4)」と、同項第二号から第四号までの規定中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、同項第五号中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令」と、同項第六号イ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号ロ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「第六十八条の九十三の二第二項第二号ハ(1)」とあるのは「第六十八条の九十三の二第二項第三号ハ(1)」と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同項第七号イ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同条第十一項中「他の被管理支配会社」とあるのは「他の被管理支配法人」と、「第六十八条の九十三の二第一項に掲げる」とあるのは「第六十八条の九十三の二第一項に規定する特殊関係株主等である」と、同条第十三項各号中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令」

る同号ハに規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、前条第十五項及び第十六項の規定は施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令第三十九条の百二十四の二第九項第三号に規定する財務省令で定める外国関係会社について、前条第十七項の規定は施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する同号ト(6)に規定する財務省令で定める収入金額について、前条第十八項の規定は施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する同号チに規定する財務省令で定める資産の帳簿価額について、それぞれ準用する。この場合において、前条第四項第一号イ中「外国子会社」とあるのは「外国子法人」と、「施行令第三十九条の百十四の二第六項」とあるのは「法第六十八条の九十三の二第二項第三号イ(3)」と、「同項第二号中「外国子会社」とあるのは「外国子法人」と、同条第五項中「被管理支配会社(特定子会社(同項に規定する特定子会社)とあるのは「被管理支配法人(特定子法人(法第六十八条の九十三の二第二項第三号イ(4)に規定する特定子法人)と、「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令」と、同項第一号中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、「第六十八条の九十三の二第二項第二号イ(4)」とあるのは「第六十八条の九十三の二第二項第三号イ(4)」と、同項第二号から第四号までの規定中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、同項第五号中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令」と、同項第六号イ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同号ロ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「第六十八条の九十三の二第二項第二号ハ(1)」とあるのは「第六十八条の九十三の二第二項第三号ハ(1)」と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同項第七号イ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、「特定子会社」とあるのは「特定子法人」と、同条第六項中「他の被管理支配会社」とあるのは「他の被管理支配法人」と、「第六十八条の九十三の二第一項に掲げる」とあるのは「第六十八条の九十三の二第一項に規定する特殊関係株主等である」と、同条第八項各号中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令」と、同条第九項中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支

と、同条第十四項中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人（）」と、「同号」とあるのは「施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する同号」と、「同条第九項第一号イ」とあるのは「施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令第三十九条の百十四の二第九項第一号イ」と、同項第一号中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、同項第三号及び第四号イ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、同条第十五項中「他の被管理支配会社」とあるのは「他の被管理支配法人」と、「第六十八条の九十第一項各号に掲げる」とあるのは「第六十八条の九十三の二第一項に規定する特殊関係株主等である」と、同条第十九項第一号中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令」と読み替えるものとする。

## 2

前条第二十九項の規定は、施行令第三十九条の百二十の三第十五項に

配法人（）」と、「同号」とあるのは「施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する同号」と、「同条第九項第一号イ」とあるのは「施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令第三十九条の百十四の二第九項第一号イ」と、同項第一号中「管理支配会社」とあるのは「管理支配法人」と、同項第三号及び第四号イ中「被管理支配会社」とあるのは「被管理支配法人」と、同条第十項中「他の被管理支配会社」とあるのは「他の被管理支配法人」と、「第六十八条の九十第一項各号に掲げる」とあるのは「第六十八条の九十三の二第一項に規定する特殊関係株主等である」と、同条第十八項第一号中「施行令」とあるのは「施行令第三十九条の百二十の三第一項において準用する施行令」と読み替えるものとする。

## 2

前条第二十四項の規定は、施行令第三十九条の百二十の三第十五項に

において準用する施行令第三十九条の百十五第七項に規定する明細書について準用する。

3 前条第三十項の規定は、施行令第三十九条の百二十の四第四項において準用する施行令第三十九条の百十七の二第六項に規定する財務省令で定める剰余金の配当等の額について準用する。

4 前条第三十一項の規定は、施行令第三十九条の百二十の四第七項において準用する施行令第三十九条の百十七の二第九項に規定する財務省令で定める金額について準用する。

5 前条第三十二項の規定は、部分対象外国関係法人（法第六十八条の九十三の二第二項第七号に規定する部分対象外国関係法人をいい、同項第八号に規定する外国金融関係法人に該当するものを除く。以下この条において同じ。）の行うデリバティブ取引に係る法第六十八条の九十三の二第六項第五号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

6 法第六十八条の九十三の二第六項第五号に規定する法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引として財務省令で定めるデリバティブ取引は、部分対象外国関係法人が行つたデリバティブ取引のうち前条第三十三項から第三十五項までの規定の例によるものとした場合に同法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引とされるデリバティブ取引とする。

7 前条第三十六項の規定は、法第六十八条の九十三の二第六項第五号に規定する行為を業として行う同号に規定する部分対象外国関係法人が行う同号に規定する財務省令で定めるデリバティブ取引について準用する。

8 法第六十八条の九十三の二第六項第五号に規定するその他財務省令で定めるデリバティブ取引は、部分対象外国関係法人が行うデリバティブ取引のうち前条第三十七項及び第三十八項の規定の例によるものとした場合に同条第三十七項に規定するデリバティブ取引とされるデリバティブ取引とする。

9 前条第三十九項及び第四十項の規定は、法第六十八条の九十三の二第六項第六号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

10 法第六十八条の九十三の二第六項第七号並びに施行令第三十九条の百

において準用する施行令第三十九条の百十五第七項に規定する明細書について準用する。

3 前条第二十五項の規定は、施行令第三十九条の百二十の四第四項において準用する施行令第三十九条の百十七の二第六項に規定する財務省令で定める剰余金の配当等の額について準用する。

4 前条第二十六項の規定は、施行令第三十九条の百二十の四第七項において準用する施行令第三十九条の百十七の二第九項に規定する財務省令で定める金額について準用する。

5 前条第二十七項の規定は、部分対象外国関係法人（法第六十八条の九十三の二第二項第七号に規定する部分対象外国関係法人をいい、同項第八号に規定する外国金融関係法人に該当するものを除く。以下この条において同じ。）の行うデリバティブ取引に係る法第六十八条の九十三の二第六項第五号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

6 法第六十八条の九十三の二第六項第五号に規定する法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引として財務省令で定めるデリバティブ取引は、部分対象外国関係法人が行つたデリバティブ取引のうち前条第二十八項から第三十項までの規定の例によるものとした場合に同法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つたデリバティブ取引とされるデリバティブ取引とする。

7 前条第三十一項の規定は、法第六十八条の九十三の二第六項第五号に規定する行為を業として行う同号に規定する部分対象外国関係法人が行う同号に規定する財務省令で定めるデリバティブ取引について準用する。

8 法第六十八条の九十三の二第六項第五号に規定するその他財務省令で定めるデリバティブ取引は、部分対象外国関係法人が行うデリバティブ取引のうち前条第三十二項及び第三十三項の規定の例によるものとした場合に同条第三十二項に規定するデリバティブ取引とされるデリバティブ取引とする。

9 前条第三十四項及び第三十五項の規定は、法第六十八条の九十三の二第六項第六号に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

10 法第六十八条の九十三の二第六項第七号並びに施行令第三十九条の百

二十の四第十二項及び第二十三項において準用する施行令第三十九条の百十七の二第十六項に規定する財務省令で定める取引は、部分対象外国関係法人が行った取引（法第六十八条の九十三の二第六項第一号から第六号までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額（これらに類する利益の額又は損失の額を含む。）を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額（当該各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額を除く。）に係る取引に限る。以下この項において同じ。）のうち、前条第三十三項から第三十五項までの規定の例によるものとした場合に法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つた取引とされる取引とする。

11 前条第三十二項の規定は、部分対象外国関係法人の行うデリバティブ取引に係る法第六十八条の九十三の二第六項第十一号ホに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

12 前条第三十九項及び第四十項の規定は、法第六十八条の九十三の二第六項第十一号へに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

13 省 略

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）

第二十二條の七十六の五 省 略

258 省 略

9 施行令第三十九条の百二十二第十項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた特定株式は、共同化継続証明書に同項に規定する特定株式（以下この項において「特定株式」という。）のうちその取得の日から三年（令和四年三月三十一日以前に取得をした特定株式にあつては、五年）を経過した特定株式として記載されたものとする。

10 省 略

二十の四第十二項及び第二十三項において準用する施行令第三十九条の百十七の二第十六項に規定する財務省令で定める取引は、部分対象外国関係法人が行つた取引（法第六十八条の九十三の二第六項第一号から第六号までに掲げる金額に係る利益の額又は損失の額（これらに類する利益の額又は損失の額を含む。）を生じさせる資産の運用、保有、譲渡、貸付けその他の行為により生ずる利益の額又は損失の額（当該各号に掲げる金額に係る利益の額又は損失の額を除く。）に係る取引に限る。以下この項において同じ。）のうち、前条第二十八項から第三十項までの規定の例によるものとした場合に法人税法第六十一条の六第一項各号に掲げる損失を減少させるために行つた取引とされる取引とする。

11 前条第二十七項の規定は、部分対象外国関係法人の行うデリバティブ取引に係る法第六十八条の九十三の二第六項第十一号ホに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

12 前条第三十四項及び第三十五項の規定は、法第六十八条の九十三の二第六項第十一号へに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額について準用する。

13 同 上

（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）

第二十二條の七十六の五 同 上

258 同 上

9 施行令第三十九条の百二十二第十項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた特定株式は、共同化継続証明書にその取得の日から五年を経過した法第六十八条の九十八第十項の特定株式として記載されたものとする。

10 同 上